

かしょう せたがやくたぶんかきょうせいぷらん
(仮称) 世田谷区多文化共生プラン

あん
(案)

ねんど ねんど
2019年度～2023年度

へいせい ねん がつ
平成31(2019)年1月

はじめに

(仮称)世田谷区多文化共生プラン 案

目 次

第1章 計画の背景
1 計画策定の趣旨
2 国、都、区の動向
(1) 国の状況
(2) 都の状況
(3) 区の状況
第2章 計画の概要
1 計画の位置づけ
(1) 計画の位置づけ
(2) 計画の期間
2 計画の基本理念・基本方針
(1) 基本理念
(2) 基本方針
(3) 数値目標
3 計画の体系
4 重点施策
第3章 施策に沿った事業展開
1 基本方針1：地域社会における活躍の推進
2 基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現
3 基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消
第4章 推進体制
1 推進体制
2 推進体制図
3 進行管理
関連資料
1 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例
2 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則
3 法務省による外国人住民調査結果
4 区民への意見聴取結果

第 1 章 計画の背景

1. 計画策定の趣旨

世田谷区は、平成 25（2013）年度に策定した「世田谷区基本構想」の九つのビジョンの一つに「個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする」を掲げ、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。」としています。平成 26（2014）年度に策定した「世田谷区基本計画」においても、「暮らし・コミュニティ」の分野における施策として「多様性の尊重」を掲げ、「多文化共生の推進」を進めています。さらに、「全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を実現」することをめざし、平成 30（2018）年 4 月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行しました。

平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、世田谷区の外国人人口は初めて 2 万人を超えました。政府の「外国人材の活用」策のもと、今後もさらなる増加が見込まれています。条例に掲げたように、「全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の形成は喫緊の課題といえます。国や東京都の動きを踏まえつつ、世田谷区がめざす地域社会の実現に向け、区、区民及び事業者で共有し、一体となって多文化共生を推進していくために、「(仮称)世田谷区多文化共生プラン」を策定します。

「多文化共生」とは、全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います（条例第 2 条 2 項）。従って、本計画における「外国人等」は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含むとともに、本計画は、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています。

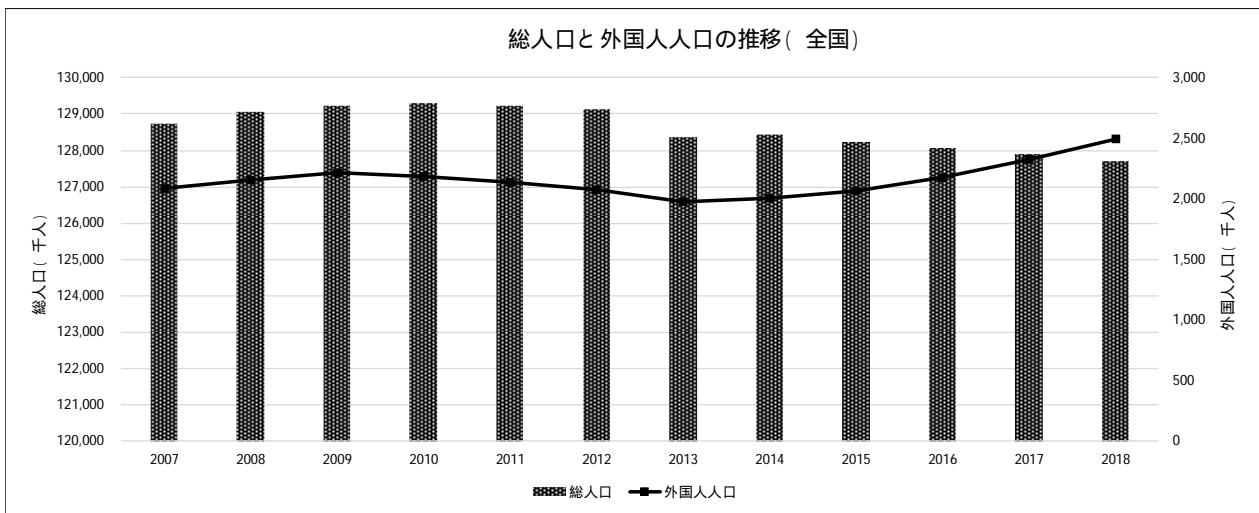
なお、第 2 章及び第 3 章における事業名称等の「外国人」は、「外国人等」と同様の意味で用いられているものとします。

2 国、都、区の動向

(1) 国の状況

在留外国人の人口

平成 30(2018)年 1 月 1 日における日本国内の在留外国人数は 249 万 7,656 人と、前年に比べ 17 万 4,228 人増となり、過去最高となりました。平成 20 年(2008)のリーマンショックから平成 23(2011)年の東日本大震災にかけて減少しましたが、平成 26(2014)年以降は再び増加しています。



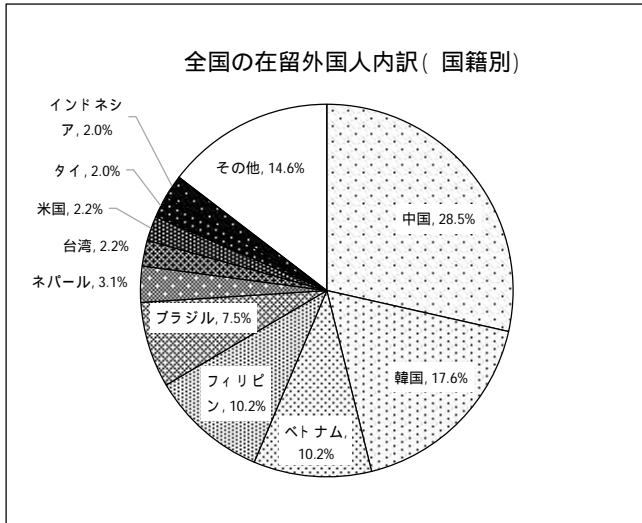
平成 26(2014)～平成 30(2018)年：各年 1 月 1 日(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

平成 19(2007)～平成 25(2013)年(外国人人口)：各年 12 月 31 日の数値を翌年 1 月 1 日とみなし記載

(在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表)

平成 19(2007)～25(2013)年(総人口)：各年 3 月 31 日の日本人人口(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)に上記外国人人口(在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表)を加算

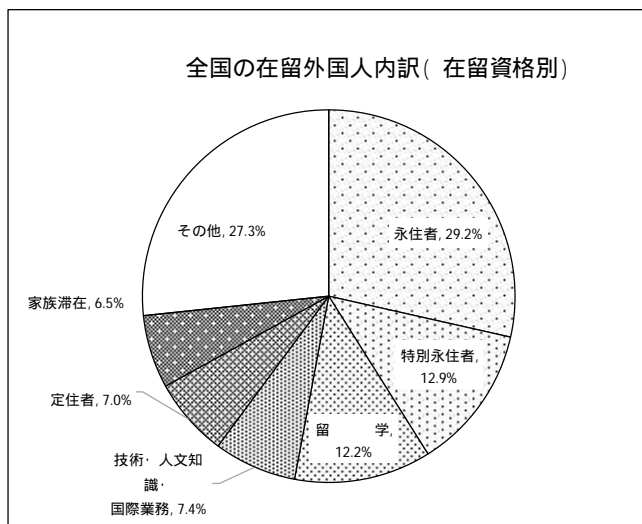
国籍別外国人数



全国の在留外国人内訳(国籍別)では、中国(28.5%)、韓国(17.6%)、ベトナム・フィリピン(いずれも10.2%)が上位となっています。

出典：法務省「在留外国人統計(2017年12月末)」

在留資格別外国人数



全国の在留外国人内訳(在留資格別)では、永住者(29.2%)、特別永住者(12.9%)、留学(12.2%)が上位となっています。

出典：法務省「在留外国人統計(2017年12月末)」

これまでの取組み

日本における外国人の人権保障は、昭和 54(1979)年の国際人権規約(昭和 41(1966)年採択、昭和 51(1976)年発効)の批准、昭和 56(1981)年の難民条約(昭和 26(1951)年採択、昭和 29(1954)年発効)への加入によって、社会保障関連法令における国籍要件が撤廃されるなど、国際的な取組みとともに進められてきました。

「人権教育のための国連 10 年(平成 7(1995)年～平成 16(2004)年)」を受け、政府は平成 9(1997)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を定め、「外国人に対する偏見・差別」を重要課題の一つに位置づけました。平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、平成 14(2002)年の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される」ように取り組むことを謳っています。

また、日本は平成 7(1995)年に人種差別撤廃条約(昭和 40(1965)年採択、昭和 44(1969)年発効)に加入しましたが、2010 年代前半にヘイトスピーチ問題が深刻化する中で、平成 28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」を制定しています。

一方、多文化共生に関する国の政策としては、平成 18(2006)年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」、内閣官房が「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」をそれぞれ策定し、多文化共生や「生活者としての外国人」という観点が一気に広がりました。

総務省のプランでは、「地域における多文化共生」は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されました。具体的な施策としては、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の三本柱が示されました。

その後、平成 24(2012)年には住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳制度の適用対象となることで、外国人の住民としての位置づけが明確となり、日本人と同様に基礎的行政サービスが提供されるようになりました。

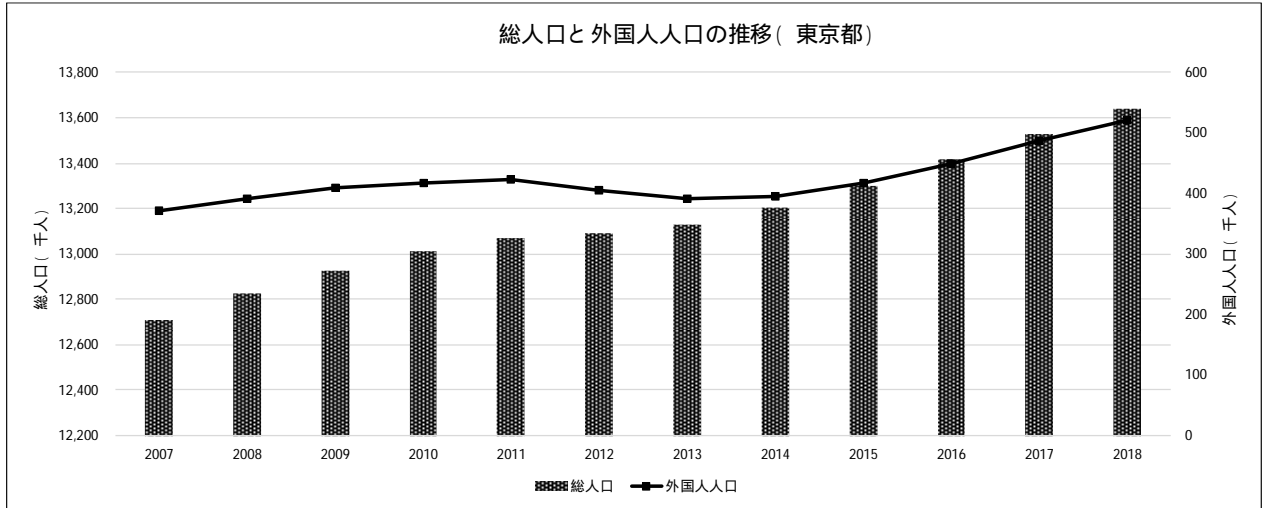
「地域における多文化共生推進プラン」策定から 10 年が経過し、外国人を取り巻く状況も様々に変化していることから、平成 29(2017)年には、地域における多文化共生の更なる推進に資するため、総務省は、多文化共生の優良な取組みを掲載した「多文化共生事例集」を作成しました。同事例集では、多文化共生施策の柱として、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」に加え、新たに「地域活性化やグローバル化への貢献」が示されました。

平成 30(2018)年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す方向性が示されました。

(2) 都の状況

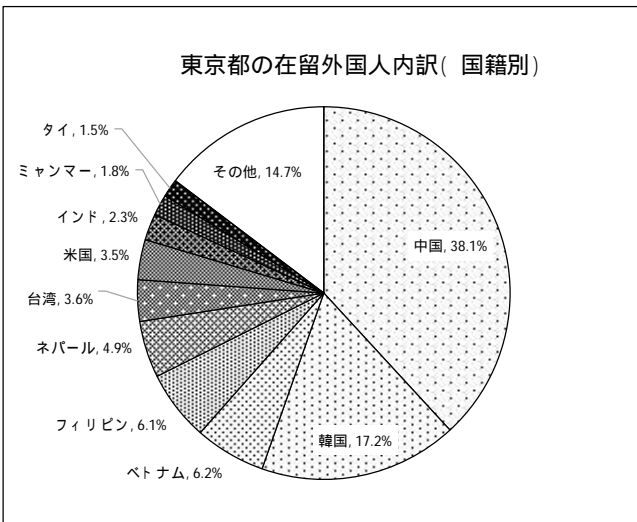
在留外国人の人口

東京都の住民基本台帳による外国人人口は、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在で 52 万 1,500 人となっています。平成 23(2011)年の東日本大震災以降に一度減少しましたが、平成 26 (2014) 年以降は再び増加しています。



出典：住民基本台帳による世帯と人口（各年 1 月 1 日）

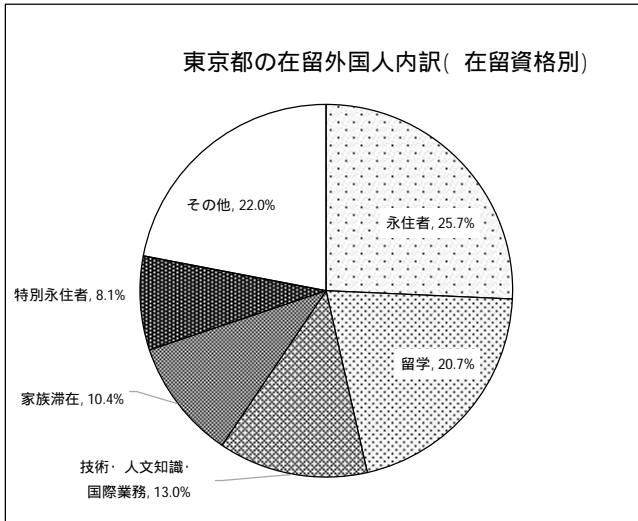
国籍別外国人数



東京都の在留外国人内訳(国籍別)では、国と同様、中国(38.1%)、韓国(17.2%)、ベトナム(6.2%)が上位となっています。

出典：法務省「在留外国人統計(2017年12月末)」

在留資格別外国人数



東京都の在留外国人内訳(在留資格別)では、永住者(25.7%)、留学(20.7%)、技術・人文知識・国際業務(13.0%)が上位を占めています。

出典：法務省「在留外国人統計(2017年12月末)」

これまでの取組み

東京都は、1990年代に国際政策の大綱やプランを策定し、外国人都民会議を設置するなど、先進的取組みが注目されましたが、2000年代以降は、「地域国際化推進検討委員会」において、外国人都民にかかわる課題の地道な検討を重ねてきました。その後、平成27(2015)年8月には「東京都人権施策推進指針」を策定し、外国人の人権尊重や多文化共生社会の実現をめざす方針を示すとともに、大型人権啓発イベント「ヒューマンライツフェスタ東京」を平成27(2015)年度から毎年開催しています。

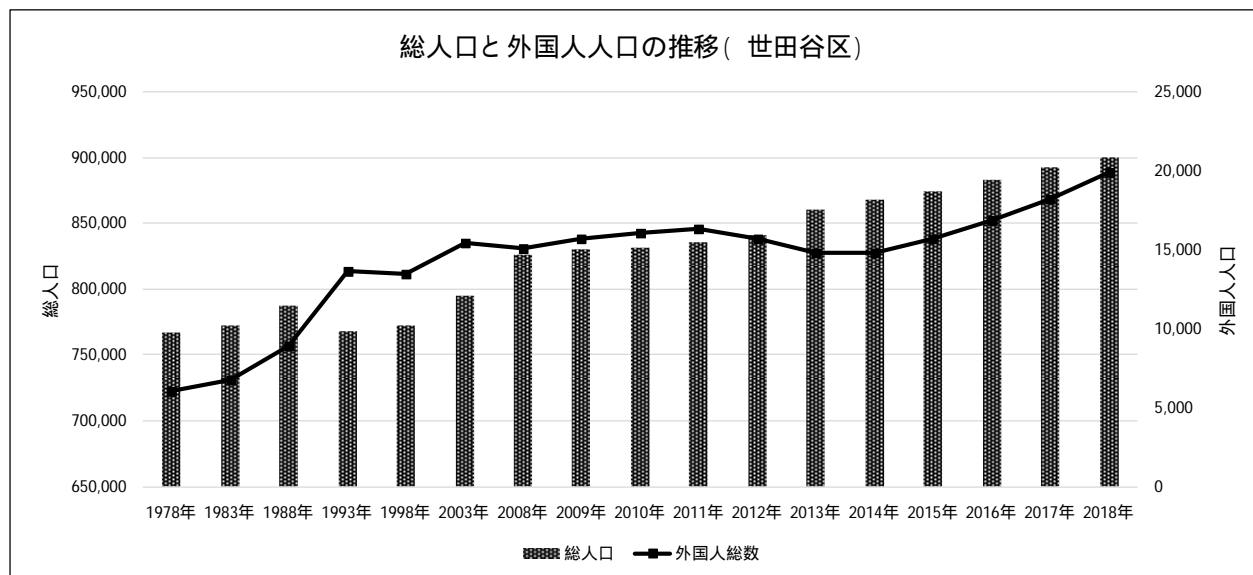
また、平成28(2016)年2月には「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」をめざした「多文化共生推進指針」を策定しました。施策目標として、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」が示されました。

その後、同指針に基づき、外国人都民向けのポータルサイトの開設や多文化共生コーディネーター研修の実施など、多様な取組みが進められています。

(3) 区の状況

在留外国人の人口

世田谷区内の在留外国人は、平成 20（2008）年のリーマンショック前後と平成 23（2011）年の東日本大震災以降に一時的に減少しましたが、再度増加を続け、平成 30（2018）年 1 月 1 日現在では総人口 900,107 人のうち 19,931 人となっています。



出典：世田谷区統計書（各年 1 月 1 日）

東京都 23 区内の外国人人口の割合は、新宿区が 12.40%ともっとも高く、世田谷区は 2.21%で 23 区中第 23 位です。しかし、実数では、23 区中第 10 位となっています。

23 区の在留外国人の割合

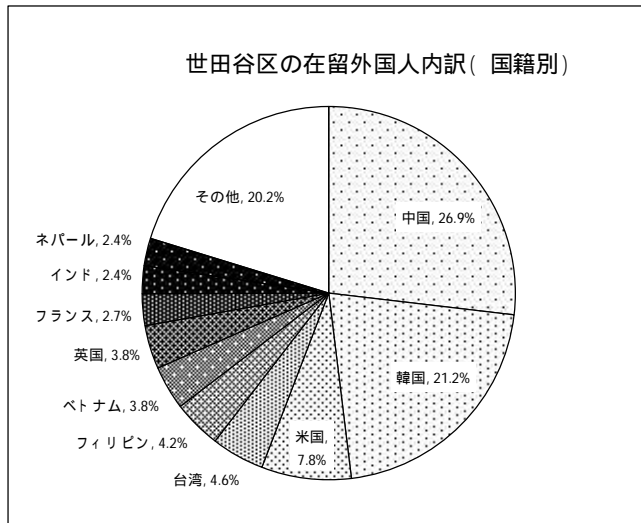
23 区の在留外国人の実数

順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		521,500	13,637,348	3.82%
区部		439,959	9,396,595	4.68%
1	新宿区	42,428	342,297	12.40%
2	豊島区	29,010	287,111	10.10%
3	荒川区	18,564	214,644	8.65%
4	港区	19,522	253,639	7.70%
5	台東区	14,862	196,134	7.58%
6	北区	20,954	348,030	6.02%
7	中野区	17,956	328,683	5.46%
8	江東区	27,898	513,197	5.44%
9	江戸川区	33,457	695,366	4.81%
10	千代田区	2,813	61,269	4.59%
11	渋谷区	10,241	224,680	4.56%
12	文京区	9,887	217,419	4.55%
13	葛飾区	20,730	460,423	4.50%
14	墨田区	12,063	268,898	4.49%
15	中央区	6,991	156,823	4.46%
16	板橋区	24,719	561,713	4.40%
17	足立区	29,726	685,447	4.34%
18	品川区	12,234	387,622	3.16%
19	大田区	22,860	723,341	3.16%
20	目黒区	8,521	276,784	3.08%
21	杉並区	16,352	564,489	2.90%
22	練馬区	18,240	728,479	2.50%
23	世田谷区	19,931	900,107	2.21%
市部		80,364	4,156,737	1.93%
町村部		1,177	84,016	1.40%

順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		521,500	13,637,348	3.82%
区部		439,959	9,396,595	4.68%
1	新宿区	42,428	342,297	12.40%
2	江戸川区	33,457	695,366	4.81%
3	足立区	29,726	685,447	4.34%
4	豊島区	29,010	287,111	10.10%
5	江東区	27,898	513,197	5.44%
6	板橋区	24,719	561,713	4.40%
7	大田区	22,860	723,341	3.16%
8	北区	20,954	348,030	6.02%
9	葛飾区	20,730	460,423	4.50%
10	世田谷区	19,931	900,107	2.21%
11	港区	19,522	253,639	7.70%
12	荒川区	18,564	214,644	8.65%
13	練馬区	18,240	728,479	2.50%
14	中野区	17,956	328,683	5.46%
15	杉並区	16,352	564,489	2.90%
16	台東区	14,862	196,134	7.58%
17	品川区	12,234	387,622	3.16%
18	墨田区	12,063	268,898	4.49%
19	渋谷区	10,241	224,680	4.56%
20	文京区	9,887	217,419	4.55%
21	目黒区	8,521	276,784	3.08%
22	中央区	6,991	156,823	4.46%
23	千代田区	2,813	61,269	4.59%
市部		80,364	4,156,737	1.93%
町村部		1,177	84,016	1.40%

出典：住民基本台帳（2018年1月1日）

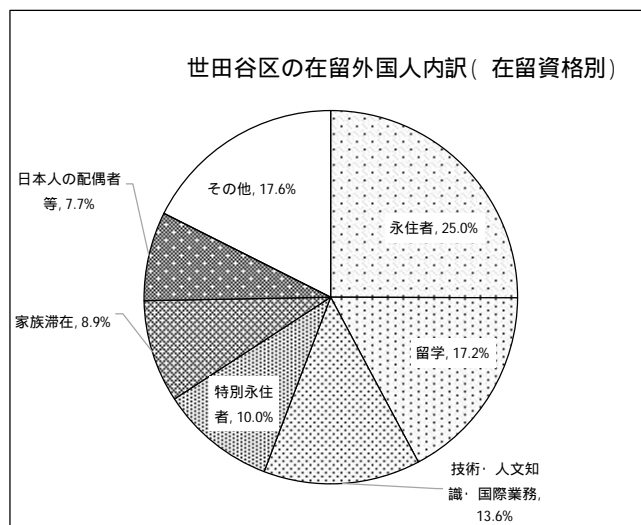
国籍別外国人数



世田谷区の在留外国人内訳（国籍別）では、26.9%が中国、21.2%が韓国となり、この2国籍で半数近くを占めます。外国人の国籍数は、135か国（その他・無国籍含む）あります。国や都と比べ、米国・英国が上位にきていることが特徴として挙げられます。

出典：住民基本台帳（2018年1月1日）

在留資格別外国人数



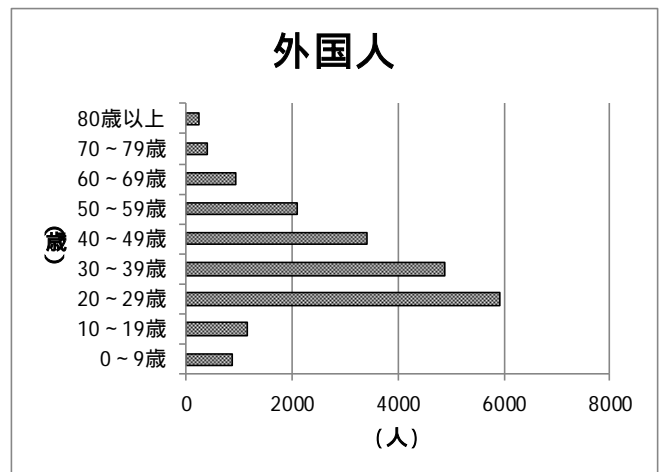
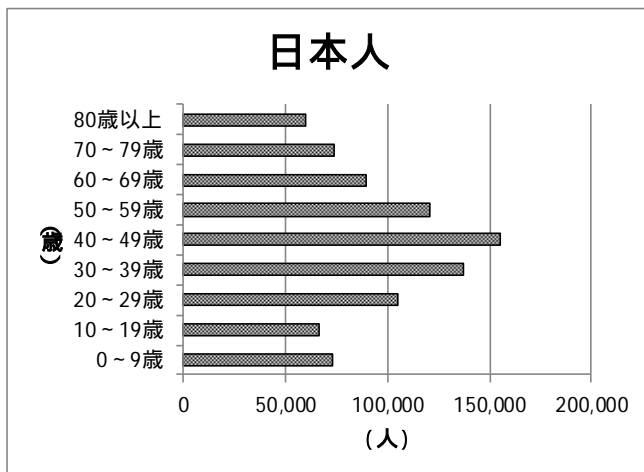
世田谷区の在留外国人内訳（在留資格別）では、25.0%が永住者、17.2%が留学となり、この2分類を合わせると約42%となります。区内には13の大学があることから、国と比べ留学が上位にきていることが特徴として挙げられます。

出典：住民基本台帳（2018年1月1日）

年齢階級別人口

年齢	日本人		外国人		総人口
	人数	割合	人数	割合	
0～9歳	72,863	98.8%	881	1.2%	73,744
10～19歳	66,412	98.3%	1,160	1.7%	67,572
20～29歳	105,025	94.7%	5,920	5.3%	110,945
30～39歳	137,409	96.6%	4,869	3.4%	142,278
40～49歳	155,306	97.9%	3,405	2.1%	158,711
50～59歳	120,467	98.3%	2,094	1.7%	122,561
60～69歳	89,098	98.9%	949	1.1%	90,047
70～79歳	73,757	99.5%	405	0.5%	74,162
80歳以上	59,839	99.6%	248	0.4%	60,087
合計	880,176	97.8%	19,931	2.2%	900,107

出典：住民基本台帳（2018年1月1日）



日本人と外国人の人口を年齢別にみると、日本人は40代が最も多くなっていますが、外国人は20代が最も多く、区内の20代の5%を占めています。

これまでの取組み

世田谷区では、これまでも外国人や外国にルーツをもつ子どもたちの生活支援に向けた様々な取組みを進めてきました。平成4(1992)年度からは、外国人等が基礎的な日本語を習得するために、青少年交流センター池之上青少年会館において、外国人向けの日本語教室をスタートさせました。また、平成15(2003)年度からは、世田谷区立梅丘中学校内に、「帰国・外国人教育相談室」を開設し、「帰国・外国人・生徒指導支援校(区内小学校3校・中学校1校)」との連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導の充実を図っています。(平成13(2001)年度から平成17(2005)年度までは、文部科学省の指定事業として実施。)

また、近年の訪日外国人旅行者及び在住外国人の増加や、東京2020大会に向けた気運の高まりを踏まえ、平成28(2016)年4月には、多文化共生を推進する専管組織として国際課を新設し、取組みの拡充に努めています。

平成28(2016)年度には、世田谷区在住の日本人と外国人による、地域の国際化を考える意見交換会を実施しました。また、平成29(2017)年度には、意見交換会に加え、外国人を支援するボランティアの養成として、多文化ボランティア講座と日本語サポーター講座を開催しました。さらに、日本語を母語としない方に、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうため、「多言語表記及び情報発信の手引き」を策定しました。

平成30(2018)年4月には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、この条例に基づき、区民、事業者と共に、多文化共生を推進しています。

また、区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、より効率的・効果的に新規事業も含めた取組みを進めるために、区の国際政策の体系及び推進体制の視点を整理するとともに、新たな国際化推進体制のあり方についても検討を進めてきました。

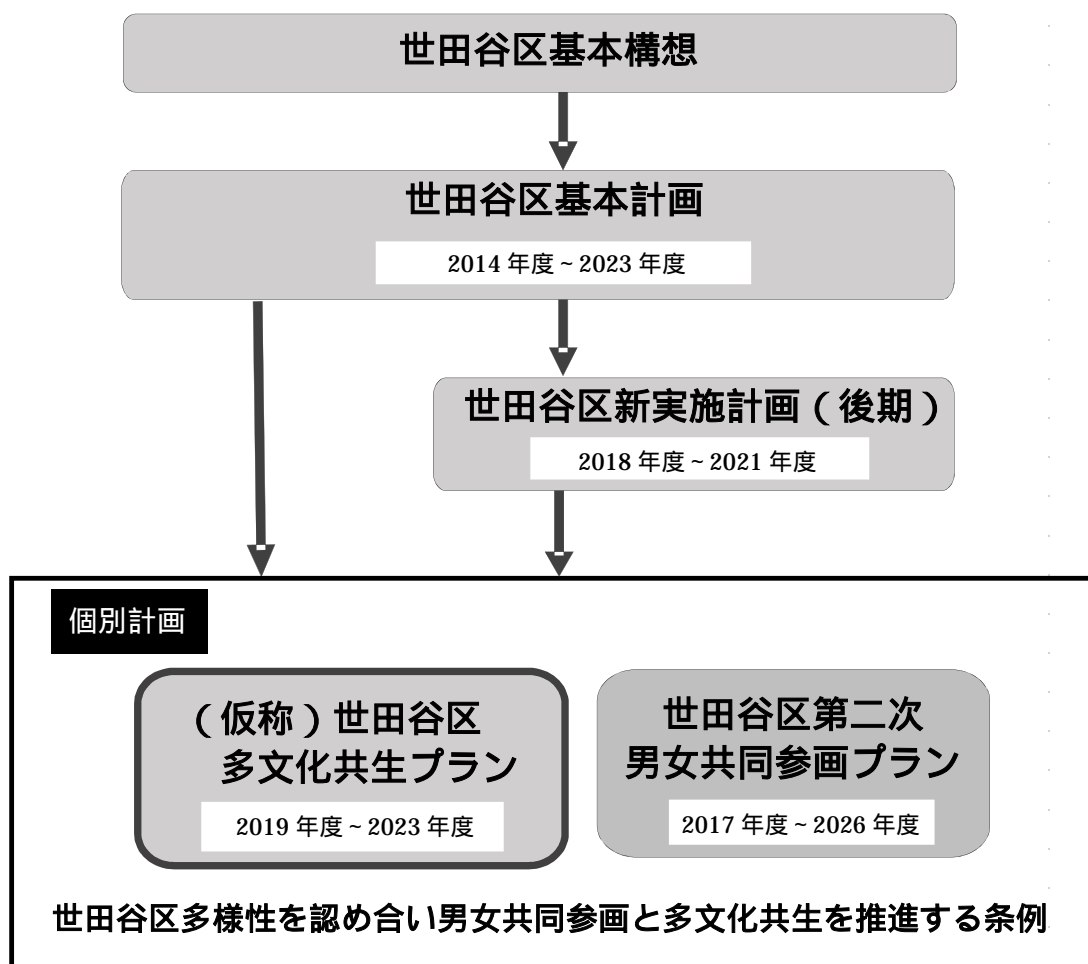
第2章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

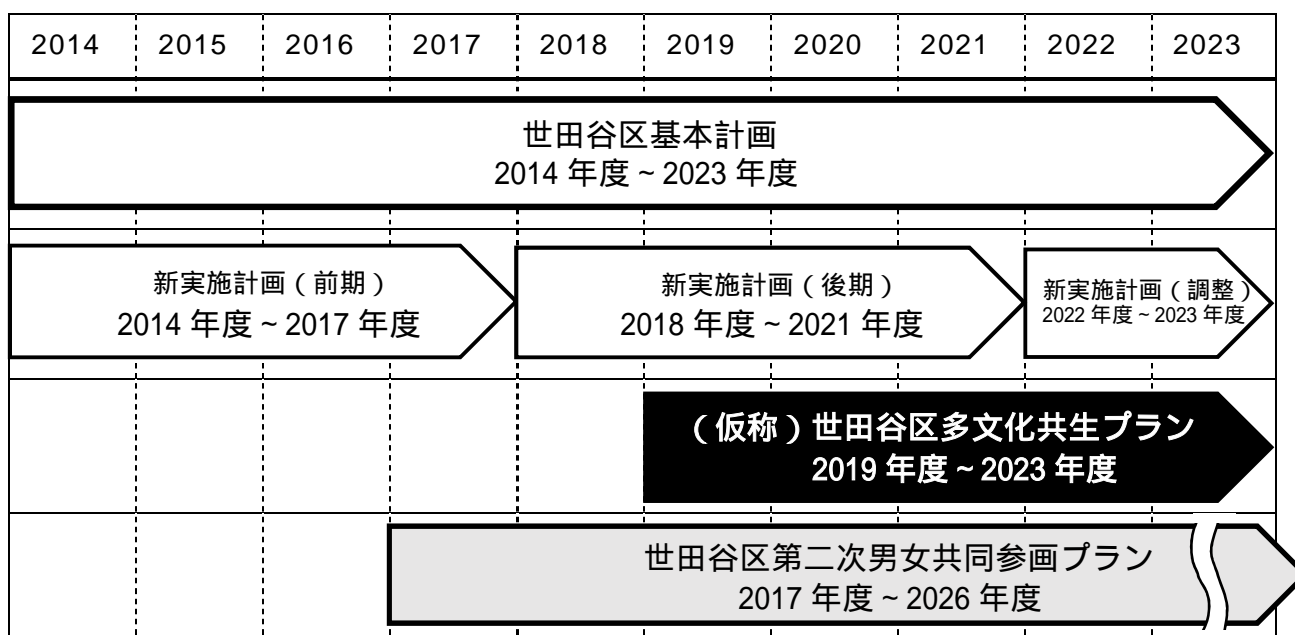
この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区新実施計画」等他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。

また、この計画は「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条1項に基づき「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」の意見を聴き、「国際化推進委員会」による全庁的な検討を行うとともに、区民意見募集等で幅広い区民の意見・要望を尊重し反映しています。第9条3項に基づき、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表します。



(2) 計画の期間

世田谷区基本計画の終期と合わせ、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度を計画の期間とします。



2. 計画の基本理念・基本方針

(1) 基本理念

「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、
安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」

(2) 基本方針

基本方針 1 地域社会における活躍の推進 【条例第 8 条（8）及び（9）】

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。

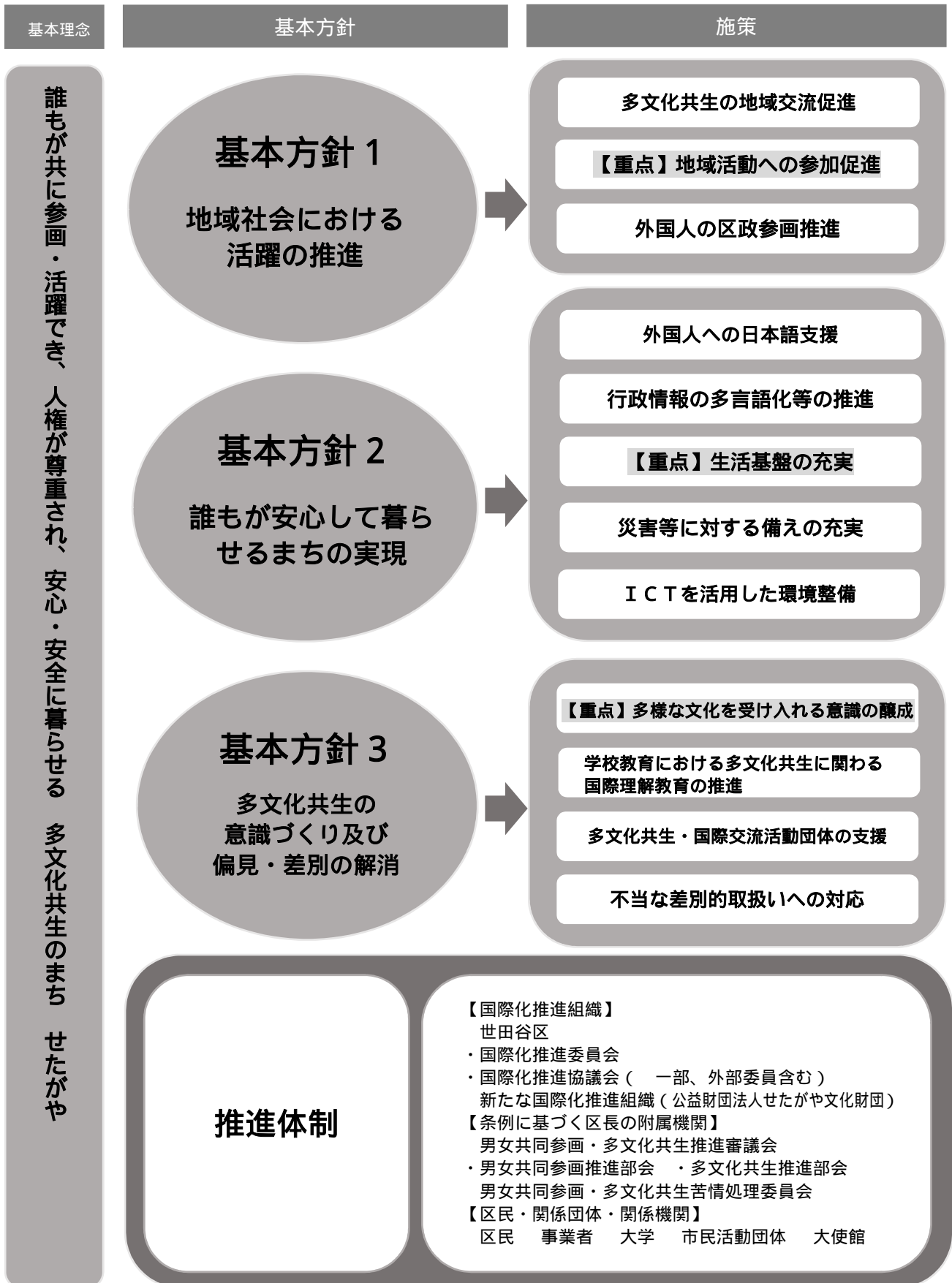
基本方針 2 誰もが安心して暮らせるまちの実現 【条例第 8 条（6）及び（7）】

言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消【条例第 8 条（8）及び（10）】

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

3. 計画の体系



4. 重点施策

(1) 重点施策

基本方針 1 に基づく重点施策 = 地域活動への参加促進

外国人が地域活動に参加することは、日本人・外国人双方にとって多文化共生の意識が広がり、お互いを理解することにつながります。外国人が町会・自治会などの地域コミュニティやボランティア活動に参加することで、新たな視点や発見が期待され、外国人の方々が能力を発揮することで地域社会における自らの存在意識も高まります。以上から「地域活動への参加促進」を重点施策と位置づけます。

基本方針 2 に基づく重点施策 = 生活基盤の充実

外国人が安心して地域で生活するためには、行政情報をはじめとした生活に係る様々な事柄についての情報が容易に得られ、困ったときにはいつでも相談ができる環境が必要です。さらに、区民と行政が協働して教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現します。以上から「生活基盤の充実」を重点施策と位置づけます。

基本方針 3 に基づく重点施策 = 多様な文化を受け入れる意識の醸成

すべての区民が活躍できる多文化共生社会の実現には、交流活動などを通じて文化・習慣等の違いを知り、外国人と日本人が相互に理解し、受け入れる意識の醸成が必要です。お互いの文化や習慣等に対する相互理解が深まることで、誤解や偏見が解消され、多文化共生社会を実現することができます。以上から「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策と位置づけます。

“多文化共生のまち せたがや”の実現に向けて

平成 29(2017)年 6 月実施の法務省による外国人住民調査(世田谷区内抜粋)では、(外国人であることを理由に)入居を断られた経験がある人は 50%、就職を断られた経験がある人は 22%との調査結果が出ています。さらに、27%もの人が過去 5 年間に差別的なことを言われた経験があるなど、外国人に対する偏見・差別はいまだ解消されていないことが伺えます(P45~49)。

上記に掲げる「地域活動への参加促進」「生活基盤の充実」「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策として取組みを進め、本プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の実現を目指します。

(2) 数値目標

多文化共生の推進に向けた数値目標

調査項目	直近の状況 (2018年度)	目標値 (2021年度末)	目標値 (2023年度末)
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.5%	80%	80%以上

重点施策に基づく数値目標

調査項目		目標値 (2021年度末予定)	目標値 (2023年度末)
重点	地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合	80%	80%以上
重点	生活基盤が充実していると思う区民の割合	80%	80%以上
重点	多様な文化を受け入れる意識が醸成されていると思う区民の割合	80%	80%以上

第3章 施策に沿った事業展開

1. 基本方針 1：地域社会における活躍の推進

多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

事業名（取組内容）	...新規	...拡充	所管課
トライアングルフェスタの実施 上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。			烏山総合支所地域振興課、 児童課
三茶 de 大道芸の実施 国内外約 50 のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。			文化・芸術振興課
せたがや国際メッセの実施 区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。			国際課
国際交流ラウンジの実施 区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアをすることで、異文化理解を促進します。			国際課
English Table の実施 区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。			国際課
「Touch the World」多文化体験コーナーの運営 子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる多文化体験コーナー「Touch the World」を開設することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進します。			教育指導課

地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 外国人にも分かりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めていきます。	市民活動・生涯現役推進課、国際課
「おたがいさま bank」への登録促進 「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクです。外国人が参加するイベント等において、積極的に登録の促進を図ります。	市民活動・生涯現役推進課、国際課
外国人ボランティアの活用拡大 外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	国際課

外国人の区政参画推進

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
各会議体等における外国人の参画促進 区民の意見を反映するための会議において、外国人が登用されているか関係各課に調査を行い、外国人を登用するよう促します。	関係各課、国際課
区民意識調査の実施 区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映します。	広報広聴課
外国人との意見交換会の実施 外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。	国際課
外国人向けアンケート調査の実施 外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会と併せ、アンケート調査を実施します。	国際課

2. 基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

外国人への日本語支援

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
外国人向け日本語教室の拡充 日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。	国際課
せたがや日本語サポーター講座の実施 日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。	国際課
外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣 外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	学務課、教育指導課
外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣 外国人の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めます。	学務課、教育指導課

行政情報の多言語化等の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

情報発信における意識の醸成

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。	国際課
情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及 ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を活用し、多言語化や図記号・絵記号（ピクトグラム）の活用について普及を図り、広く区民に向けても活用を促します。	都市デザイン課
職員向け「やさしい日本語」研修等の実施 「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	研修担当課 国際課

サイン等の多言語化

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
各種行政冊子、チラシ等の多言語化 各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化を進めます。	関係各課
公共施設館名表示の多言語化 公共施設館名表示の多言語化を進めます。	各総合支所（ただし世田谷総合支所分は総務課庁舎管理係）
区広報板の多言語化 区広報板の多言語化を進めます。	地域行政課
街区表示板、街区案内図の多言語化 街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。	住民記録・戸籍課
施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場）の多言語化 総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の施設名表示について多言語化を進めます。	スポーツ推進課
館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール）の実施 総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。	スポーツ推進課
喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化 喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面表示シートの多言語化を進めます。	環境計画課
公園施設利用案内の多言語化 公園施設利用案内の多言語化を進めます。	公園緑地課
区道案内標識、区道通称名板の多言語化 区道案内標識、区道通称名板の多言語化を推進します。	土木計画課、工事第一課、工事第二課

新たなサイン等を設置、更新する場合は、内容を確認し、統一した表記での多言語化を進めます。

生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
外国人相談窓口の運営 外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。	世田谷総合支所地域振興課
「ライフ・イン・セタガヤ(外国語版生活便利帳)」の配付 外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・ハングルで分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配付します。	国際課
国際化推進事業協力員制度 外国語の能力や、国際的知識等をもつ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。	国際課
留学生の就労支援事業の実施 市民活動団体と協働し、日本で学び日本で就職したい留学生に対し、日本での働き方や生活習慣、マナーなどを学ぶ機会を提供するとともに、就職後のサポートにも取り組みます。	国際課
(仮称)多文化情報コーナーの整備・運営 防災や医療など様々な情報を発信するとともに、利用者同士が情報交換したり、外国につながる子どもたちが母語や母国の文化に触れることができる、(仮称)多文化情報コーナーを整備・運営します。	国際課
労働に関する情報提供 三茶おしごとカフェでは、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談情報センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。	工業・ものづくり・雇用促進課
医療に関する情報提供 外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。	調整・指導課
外国人介護人材の受入支援 区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討します。	高齢福祉課
不動産団体等への情報提供 区内の不動産団体等に対し、外国人を支援するサービスやガイドブック等の情報提供を行うなど、外国人が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。	国際課、住宅課
居住支援協議会における入居支援策の検討 居住支援協議会において、NPOとの連携方策等、入居先を探す外国人及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。	国際課、住宅課
帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営 帰国・外国人相談室・支援校（小学校3校・中学校1校）連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導を行います。	学務課

災害等に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
外国人向け防災教室の実施 外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。	各総合支所地域振興課、国際課
地域の防災訓練への外国人の参加促進 様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	各総合支所地域振興課 国際課
外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し 避難所運営組織向けに作成する避難所運営マニュアルについて、外国人避難者も想定し、やさしい日本語等を活用した見直しを進めます。	災害対策課
「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配布 多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。	災害対策課
広域避難場所標識の多言語化 広域避難場所標識の多言語化を進めます。	災害対策課
「外国人支援担当」非常配備態勢の指定 外国人に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。	災害対策課、 国際課

ICTを活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
デジタルブック（カタログポケット）による情報発信 区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信します。	広報広聴課
ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取り組めます。	広報広聴課
外国人向けページの充実 区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図ります。	関係各課、広報広聴課
外国人向け SNS「Pick up Setagaya」による情報発信 留学生や大学生による、区内のおすすめスポットの取材等を通じて、世田谷での滞在や生活の魅力を記事にし、SNS にて発信します。	国際課
タブレット端末等の活用促進 各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用の促進を図ります。	国際課、都市デザイン課
まち歩きアプリ「世田谷ぷらっと」による情報発信 Google 翻訳機能（英語・中国語・ハングル・スペイン語・フランス語・ポルトガル語）が附属されたスマートフォン用アプリ「世田谷ぷらっと」により、観光情報を発信します。	産業連携交流推進課
観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信 区内のお薦め「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、ハングル）で発信します。	産業連携交流推進課
公衆無線 LAN 環境の整備拡充 現在、区内の一部で利用が可能な、公衆無線 LAN サービス「SETAGAYA Free Wi-Fi」のアクセスポイントを拡充します。	政策企画課、情報政策課、災害対策課、市民活動・生涯現役推進課、調整担当課、産業連携交流推進課
世田谷デジタルミュージアムによる情報発信 区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際に地域の文化財の案内など、ICT 技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。	生涯学習・地域学校連携課

3. 基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

イベント

事業名（取組内容）	...新規	...拡充	所管課
キネコ国際映画祭の実施 「キネコ国際映画祭」とは、「キネマ（映画）」と「黒猫」をかけた“キネコ”をイメージキャラクターとし、民間と共催で行う国際的な映画祭であり、子ども達が「映画」を通じて世界の芸術や文化に触れ、「個性」「感性」「国際性」「道徳」等を学ぶことにより、「夢」や「希望」を育てていく心を醸成します。			玉川総合支所街づくり課
トライアングルフェスタの実施（再掲）			烏山総合支所地域振興課、児童課
三茶 de 大道芸の実施（再掲）			文化・芸術振興課
せたがや国際メッセの実施（再掲）			国際課
国際交流ラウンジの実施（再掲）			国際課
English Table の実施（再掲）			国際課
せたがやの魅力再発見ツアーの実施 日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力として情報発信を推進します。			国際課、 産業連携交流推進課
人権啓発イベントの実施 人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。			人権・男女共同参画担当課
アメリカ選手団と区民との交流事業の実施 東京 2020 大会期間中に大蔵運動場等でキャンプを実施するアメリカ選手団と区民との交流事業などを展開するとともに、アメリカ選手が大会で活躍できるように応援します。			オリンピック・パラリンピック担当課
ホストタウン交流イベントの実施 アメリカの文化・芸術・教育等を軸としたイベントを開催し、区がアメリカ合衆国のホストタウンであることをPRします。また、東京 2020 大会において、区民がアメリカ選手を応援する気運を醸成します。			調整担当課
「Touch the World」多文化体験コーナーの運営（再掲）			教育指導課

ボランティア

事業名（取組内容）	...新規	...拡充	所管課
オリンピック・パラリンピック開催を契機とした世田谷区ボランティア事業の実施 国内外から区を訪れる方々へのおもてなしを充実させるとともに、大会後は経験を活かし、地域のボランティアとして活躍できるよう区の独自ボランティア事業を実施します。			市民活動・生涯現役推進課、 国際課、調整担当課
世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進 ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。			国際課
観光ボランティアガイド事業の実施 多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドを育成し、観光案内業務を実施します。			産業連携交流推進課

研修・講座等

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
区民向け多文化共生講座の実施 様々な区民向け講座の機会を捉え、多文化共生意識の醸成に努めます。	関係各課、国際課
せたがや多文化ボランティア講座の実施 外国人と関わる活動を考えている方を対象に、外国人との相互理解のために多文化共生について学ぶことができる講座を実施します。	国際課
外国人おもてなしセミナーの実施 外国人観光客の受け入れ環境整備を目的として、外国人の食文化・マナー・習慣・会計などへの理解促進を図るためのセミナーを、区内商店街向けに実施します。	産業連携交流推進課
キャッシュレス推進に向けたセミナーの開催 外国人観光客の間でニーズの高いクレジットカード決済をはじめ、電子マネーやQRコード決済など、近年増加する現金以外の様々な決済手段に対応するため、区内事業所におけるキャッシュレスの導入促進に向けたセミナーを開催し、外国人観光客の受入環境整備や区内消費の喚起につなげます。	産業連携交流推進課
外国人向け接客ツールの利用啓発 外国人が安心して店舗等を利用できるよう、区内商店街等に外国人接客マニュアルや指差しメニュー等の接客ツールの利用を啓発します。	産業連携交流推進課
職員自主研修の支援 語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。	研修担当課
職員向け人権研修の実施 職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。	研修担当課 人権・男女共同参画担当課

学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充 現地の日常生活を体験し、異文化への理解を深めることを目的とした海外派遣事業について、これまでの姉妹都市に加え、新たな都市との交流をめざします。	国際課、教育指導課
国際理解教育の充実 様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。	教育指導課
小学校「外国語」への対応 学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図ります。	教育指導課
多様な手法による英語教育の充実 急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。	教育指導課
「Touch the World」多文化体験コーナーの運営（再掲）	教育指導課
多文化共生事例の紹介 区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図ります。	国際課・教育指導課

多文化共生・国際交流活動団体の支援

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるように、団体の認知度向上を図ります。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
国際平和交流基金助成による団体支援 国際平和交流基金を活用し、区民の自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援します。	国際課
せたがや国際活動団体ガイドブックの配布 区内で活動する国際交流団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。	国際課

不当な差別的取扱いへの対応

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

事業名（取組内容） ...新規 ...拡充	所管課
男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。	国際課 人権・男女共同参画担当課

第4章 推進体制

1. 推進体制

多文化共生社会の実現に向け、施策を着実に推進するためには、行政だけでなく、地域や関係団体・機関が連携を図りながら取り組みを進めることが重要です。

区は、以下に掲げる様々な主体と連携・協働し、本プランを推進していきます。

国際化推進組織

(1) 世田谷区

以下組織において、多文化共生施策を推進するとともに、事業の進行管理を行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を図ります。

国際化推進委員会

生活文化部を所管する副区長を委員長とし、部長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化の推進に関することについて、検討します。

国際化推進協議会

生活文化部長を会長とし、関係所管の課長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化施策について、検討・作業を行い、適宜、国際化推進委員会に報告します。会長は、必要があると認めるときは、学識経験者2名以内、英語、中国語又は韓国語を母語とする区民各1名から意見を求めることができます。

(2) 新たな国際化推進組織

国際政策を取り巻く状況を踏まえ、取組みを拡大・充実させていくために新たな国際化推進組織として公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業を専管する組織を新設します。

新たな推進組織のもとで、情報発信、場（機会）の提供、区民や団体とのネットワーク構築を進めることで、区民レベルでの多文化共生、国際交流、国際協力・国際貢献を活性化させていきます。

条例に基づく区長の附属機関

(1) 男女共同参画・多文化共生推進審議会

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第10条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する見解を有する方の中から区長が委嘱します。区の男女共同参画・多文化共生施策に関し、多様な視点から議論を行う必要があるため、幅広い分野から委員を選出します。また、区民による意見が反映されるよう、委員の一部を区民から公募するなど、区民参加の機会を確保します。

男女共同参画推進部会

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、男女共同参画に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

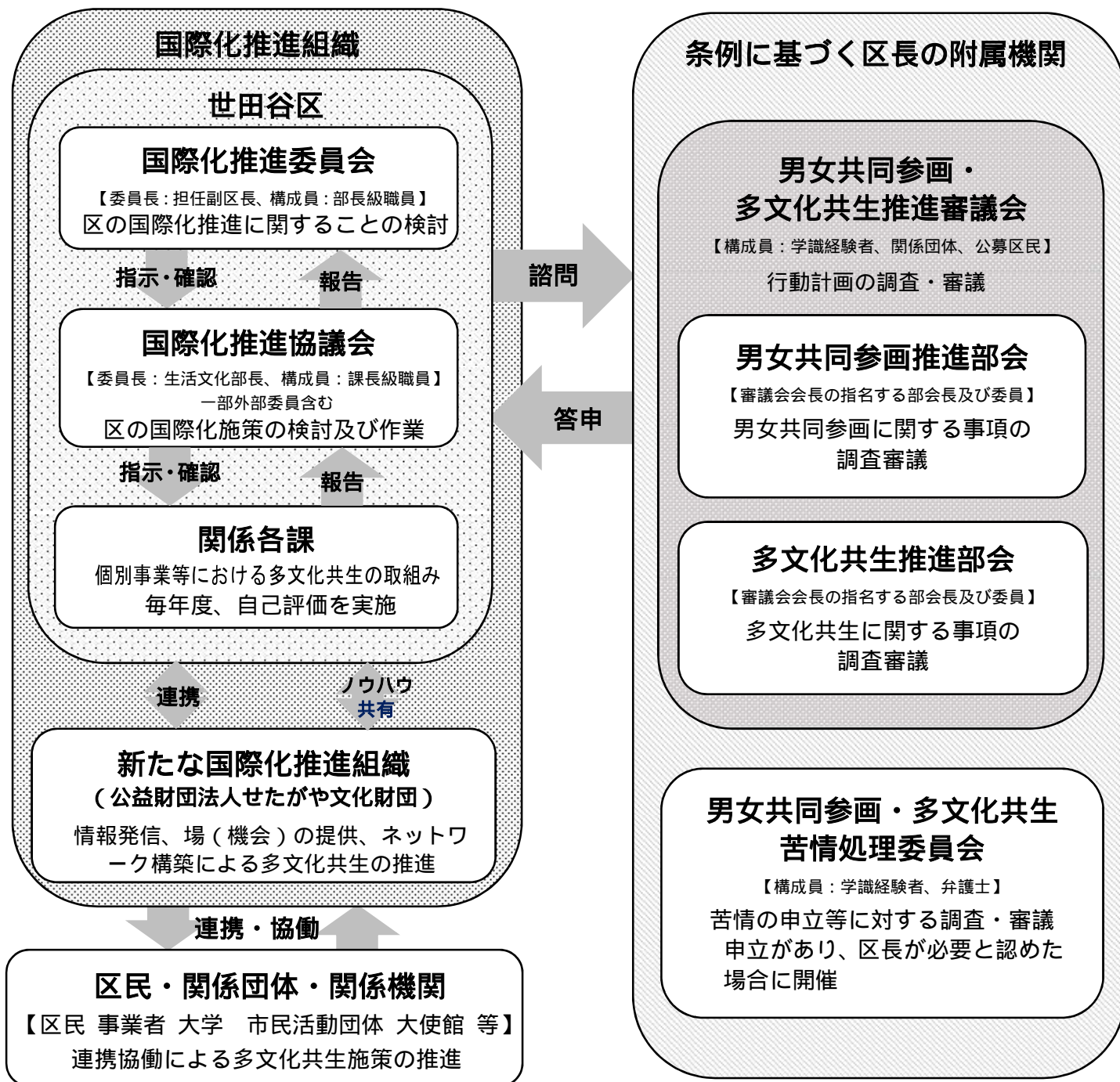
多文化共生推進部会

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、多文化共生に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

(2) 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第11条～第12条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する深い見識を有する方や法律の専門家です。苦情等申し立てがあり、区長が意見を聞く必要があると認めた場合に開催します。

2. 推進体制図



3. 進行管理

本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

關 連 資 料

1. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 基本的施策等（第8条・第9条）

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（第10条）

第4章 苦情処理（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策（以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

(2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）並びに性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。

(4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。）のことをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。

(2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。

(3) 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

(2) ワーク・ライフ・バランス(個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。)に係る取組の推進

(3) ドメスティック・バイオレンスの根絶

(4) 性別等の違いに応じた心及び身体への健康支援

(5) 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援

(6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等(以下「外国人等」という。)への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援

(7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援

(8) 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進

(9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援

(10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消

2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

(行動計画)

第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 行動計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査・審議するため又は調査・審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

第11条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情若しくは意見の申立て又は相談をすることができる。

2 区長は、前項の規定による申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会)

第12条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。

2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、苦情の申立て等について調査・審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

Ordinance to Promote Gender Equality and Intercultural Cohesion for a Diverse Setagaya

Contents

Preamble

Chapter 1: General Provisions (Articles 1-7)

Chapter 2: Basic Measures, etc. (Article 8, Article 9)

Chapter 3: Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural cohesion in Setagaya City (Article 10)

Chapter 4: Resolution of Complaints (Article 11, Article 12)

Chapter 5: Miscellaneous Provision (Article 13)

Supplementary Provision

The building of local communities characterized by respect for the dignity of each person, acceptance of diversity such that each individual can live in the way they see fit, regardless of age, gender, nationality, ability or disability is what we as humans should aim for, over and above national boundaries and ethnic differences. Moreover, acceptance of each and every person in their individuality leads to societies that can offer a diverse range of lifestyles, where people can participate in all activities and where duties can be shared.

Sharing this philosophy with the City, residents and businesses and united behind it, Setagaya City enacts this ordinance with the purpose of creating a local community that accepts diversity and respects human rights by promoting gender equality and intercultural cohesion.

Chapter 1: General Provisions

(Purpose)

Article 1

With regard to the promotion of gender equality and intercultural cohesion, this ordinance establishes the guiding principles and defines the roles and duties of the City, residents and businesses. It also stipulates basic articles for policies and measures to promote gender equality and intercultural cohesion (hereafter “gender equality and intercultural cohesion measures”). It thereby works for a gender equitable and intercultural community with the objective of contributing to the realization of a society that accepts diversity and respects human rights.

(Definitions)

Article 2

In this ordinance, key terms are defined as follows:

(1) Gender equality:

Regardless of their biological sex, the opportunity of all to freely participate across all spheres of life is preserved, and every person is able to enjoy the political, economic, social and cultural benefits thereof.

(2) Intercultural cohesion

All people accept the cultural differences of those of other nationalities and ethnicities, living together and building relationships of equality.

(3) Gender

Biological sex, gender identity (one’s own identified gender) and sexual orientation (a person’s sexual identity in relation to the gender to which they are attracted).

(4) Resident

A person living in Setagaya, working in Setagaya or attending an educational facility in Setagaya.

(5) Business

An individual, corporation or organization carrying out business activities in Setagaya.

(6) Sexual minority

A person whose gender identity, sexual orientation, etc. differ from the majority of the population.

(7) Domestic violence

Violence (including behaviors and actions causing mental or physical harm) between those who are, or were, in an intimate relationship such as spouse or partner.

(Guiding Principles)

Article 3

The guiding principles for the promotion of gender equality and intercultural cohesion (hereafter “guiding principles”) are as follows.

(1) Diversity is accepted by all, human rights are protected and every person can live with dignity.

(2) All people can choose from a diverse range of lifestyles, fulfilling their potential based on their own free will.

(3) All people are able to participate in activities in every field, sharing responsibility.

(Duties of the City)

Article 4

The City, based on these guiding principles, has the responsibility to implement gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The City, in its implementation of gender equality and intercultural cohesion measures, shall obtain the cooperation of residents and businesses and engage in partnerships with the central government, other regional authorities and other relevant bodies.

(Duties of Residents)

Article 5

City residents, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to achieve a gender equitable and intercultural society in every field of activity.

2 Residents must make efforts to cooperate with the gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City.

(Duties of Businesses)

Article 6

Businesses, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to take the steps necessary to achieve a gender equitable and intercultural society in their business activities and in the operation of their workplaces.

2 Businesses must make efforts to cooperate with gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City (elimination of discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity).

Article 7

Unjust discriminatory treatment by anyone on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity, must not violate the rights and interests of others.

2 Care must be taken not to communicate information to the public that promotes unjust discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity.

Chapter 2: Basic Measures, etc.

(Basic Measures)

Article 8

Gender equality and Intercultural cohesion measures shall be based on the following.

- (1) Elimination of stereotypical perceptions of gender roles
- (2) Promotion of initiatives related to work-life balance (efforts by individuals to harmonize their work and private lives)
- (3) Eradication of domestic violence
- (4) Accounting for gender differences in the provision of physical and mental health support
- (5) Supporting the promotion of understanding of diverse sexuality such as sexual minorities and the elimination of barriers in everyday life associated with sexual difference.
- (6) Supporting communication with foreigners and those born abroad with Japanese citizenship (hereafter “foreigners”) through provision of language in foreign languages, etc.
- (7) Supporting livelihoods so that foreigners can live safely and securely
- (8) Promoting intercultural community-building by promoting exchange with foreigners
- (9) Supporting promotion of community engagement by foreigners and their success in society
- (10) Eliminating prejudice and unjust discrimination against different nationalities and ethnicities based on cultural differences

2 In order to effectively promote these basic measures, the Mayor shall positively pursue and engage in the public education and awareness-raising required.

(Action plan)

Article 9

In order to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way, the Mayor shall draw up and publish an action plan.

2 In drawing up the action plan, the Mayor must listen to the views of the Advisory Board for the Promotion

of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City as stipulated in the following articles.
3 The Mayor shall update the public on the implementation of measures based on the action plan every year.

Chapter 3

Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City

Article 10

An Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City (hereafter “the Board”) shall be formed as a mayoral body to review and discuss matters necessary to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The Board will review and discuss the following matters as advised by the Mayor.

- (1) Matters related to the action plan.
- (2) In addition to the above, any matters as deemed necessary by the Mayor to promote gender equality and intercultural cohesion measures

3 The Board will be made up of no more than 15 members appointed by the Mayor including academic experts, residents of Setagaya and any other persons as deemed necessary by the Mayor.

4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.

5 A task force may be appointed within the Board in order to review and discuss specialized matters not limited to matters related to gender equality and intercultural cohesion or to conduct reviews and discussion efficiently.

6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Board.

Chapter 4 Resolution of Complaints

(Filing complaints, etc.)

Article 11

City residents and businesses may file a complaint against the Mayor, submit their opinions or seek advice on matters related to gender equality and intercultural cohesion measures.

2 The Mayor, upon receiving a complaint or query as stipulated in the preceding clause (hereafter “complaints”), shall promptly investigate or take other appropriate steps as required. In this case, the Mayor shall, as deemed necessary, consult the Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City.

(Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City)

Article 12

In order to ensure that complaints are resolved fairly and appropriately, an Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City (hereafter the “Complaints Resolution Board”) shall be appointed as a mayoral body.

2 The Complaints Resolution Board shall review and discuss complaints as required to advise the Mayor as stipulated in the above Article 11(2).

3 The Complaints Resolution Board shall consist of no more than three members appointed by the Mayor with deep understanding and insight into matters related to gender equality and intercultural cohesion.

4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.

5 The Complaints Resolution Board, when deemed necessary for the purposes of review and discussion, may request the attendance of relevant official or other related persons to provide their opinion or a briefing. It may also request the submission of necessary documents from such persons.

6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Complaints Resolution Board.

Chapter 5 Miscellaneous Provisions

(Delegated)

Article 13

Rules are established regarding the requirements for the enforcement of this ordinance.

Supplementary Provisions

This ordinance takes effect on April 1, 2018.

2. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(平成30年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の委員)

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験のある者 6名以内

(2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員9名以内(審議会の会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(審議会の会議)

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

(審議会の部会)

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査・審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(苦情の申立て等の手続)

第7条 条例第11条第1項の苦情若しくは意見の申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)をしようとする者は、苦情の申立てをしようとする場合にあつては苦情申立書(第1号様式)を、意見の申立て又は相談をしようとする場合にあつては意見申立・相談書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、苦情の申立て等のうち、苦情又は意見の申立てに係る処理を終了したときは、苦情又は意見の申立て処理結果通知書(第3号様式)により当該苦情又は意見の申立てをした者に対し通知するものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会の委員長)

第8条 条例第12条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、苦情処理委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、苦情処理委員会に属する委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(苦情処理委員会の招集)

第9条 苦情処理委員会は、委員長が招集する。

(苦情処理委員会の会議)

第10条 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(年次報告)

第11条 区長は、毎年度1回、苦情の申立て等の処理状況について審議会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会及び苦情処理委員会の庶務は、生活文化部人権・男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する

3. 法務省による外国人住民調査結果

平成 29 (2017) 年 6 月の、公益財団法人 人権教育啓発推進センターによる「平成 28 年度 法務省委託調査研究事業 外国人住民調査」のうち、世田谷区内の調査結果を抜粋の上、全国の調査結果と比較すると以下のようになっています。なお、全国の回答者数は 4,252 人、うち世田谷区の回答者数は 120 人となっています。

日本社会での活動について

世田谷区の回答者の通学状況(学校)についてみると、現在学校に通っている人は 17.5%、通っていない人は、過去に通学したことがある人を含めると 50.9%でした。また、就業状況(仕事)についてみると、69.2%が現在日本国内で働いており、過去に働いたことがある人を含めると 81.7%の人が日本国内で就業経験があることとなります。

全国では、現在学校に通っている人は 12.9%、通っていない人は、過去に通学したことがある人を含めると 50.1%で、就業状況(仕事)については 64.8%が現在日本国内で働いており、過去に働いたことがある人を含めると 81.7%の人が日本国内で就業経験があることとなります。通学・就業とも世田谷区が全国より多くなっています。

【日本社会での活動について】

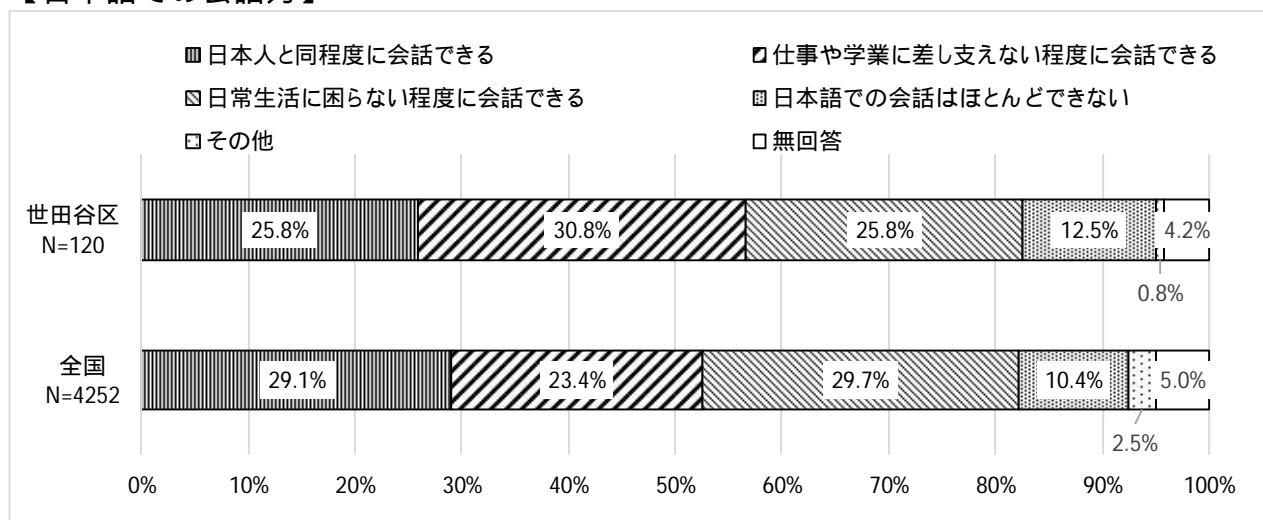
		現在、通学(仕事)している(割合)	以前、日本で通学(仕事)していたが、今は通学(仕事)していない(割合)	日本で通学(仕事)したことはない(割合)	無回答(割合)	合計(割合)
世田谷区	学校	21(17.5%)	41(34.2%)	20(16.7%)	38(31.7%)	120(100.0%)
	仕事	83(69.2%)	15(12.5%)	11(9.2%)	11(9.2%)	120(100.0%)
全国	学校	548(12.9%)	1129(26.6%)	1001(23.5%)	1574(37.0%)	4252(100.0%)
	仕事	2756(64.8%)	720(16.9%)	326(7.7%)	450(10.6%)	4252(100.0%)

日本語での会話力

世田谷区の回答者の「日本語での会話力」をみると、「日常生活に困らない程度に会話できる」人と「日本人と同程度に会話できる」がそれぞれ25.8%でした。また、「仕事や学業に差し支えない程度に会話できる」人も30.8%となっており、これらを合わせると82.4%となっています。一方、「日本語での会話はほとんどできない」人は12.5%でした。

全国では、「日常生活に困らない程度に会話できる」人が29.7%、「日本人と同程度に会話できる」人が29.1%、「仕事や学業に差し支えない程度に会話できる」人も23.4%となっており、これらを合わせると82.2%で、世田谷区とほぼ同等の結果となりました。一方、「日本語での会話はほとんどできない」人は10.4%に留まりました。

【日本語での会話力】



普段の生活での日本人との付き合いの程度

この設問では複数の回答を認めており、1人当たり平均3.3の項目に 印をつけています。

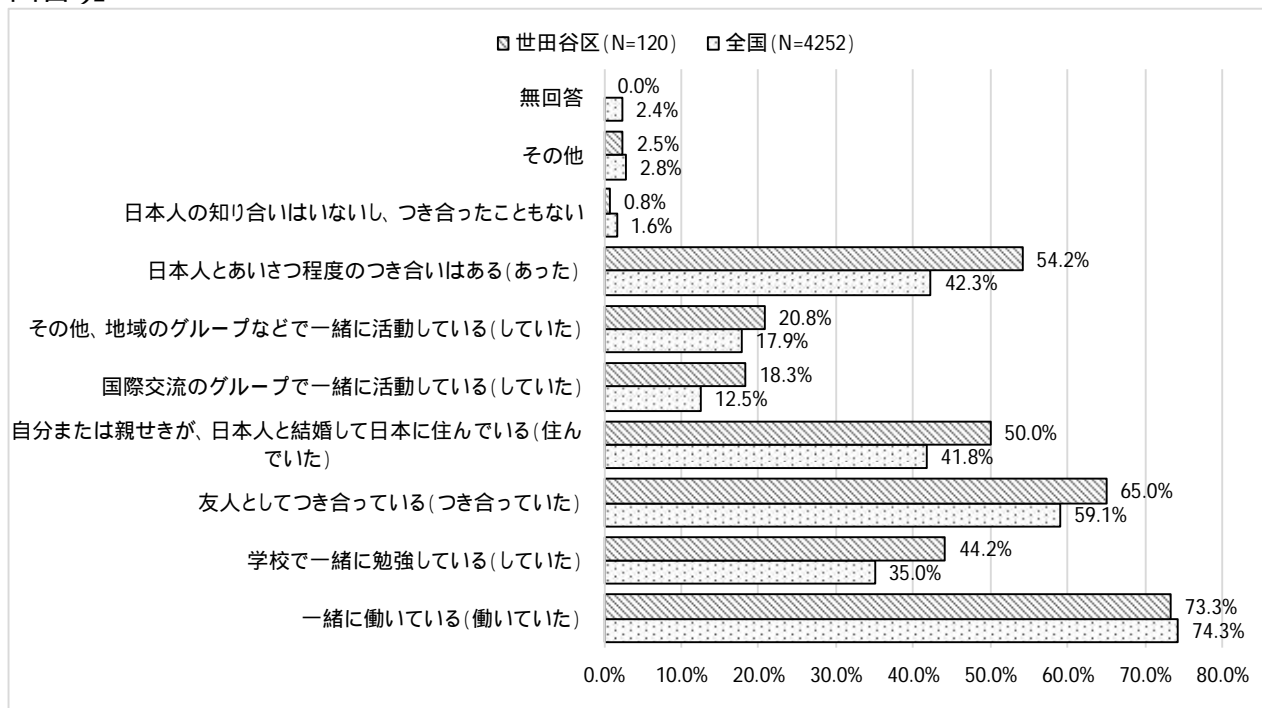
世田谷区において、日本人とのかかわりが少ないとみられる「日本人の知り合いはいないし、つき合ったこともない」と答えた人は0.8%と低くなっていました。また、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある(あった)」は54.2%となっており、半数以上の人は日本人と何らかのかかわりを持っていることがうかがえます。

一方、日本人との付き合いの程度が高いとみられる「一緒に働いている(働いていた)」は73.3%と多く、「友人としてつき合っている(つき合っていた)」も65.0%を占めています。

このほか、集団の場で日本人とつき合う「学校で一緒に勉強している(していた)」が44.2%、「その他、地域のグループなどで一緒に活動している(していた)」が20.8%、「国際交流のグループで一緒に活動している(していた)」が18.3%でした。

全国では、1人当たり平均2.9の項目に 印を付けており、「一緒に働いている(働いていた)」以外は、いずれも世田谷区より低い割合となりました。

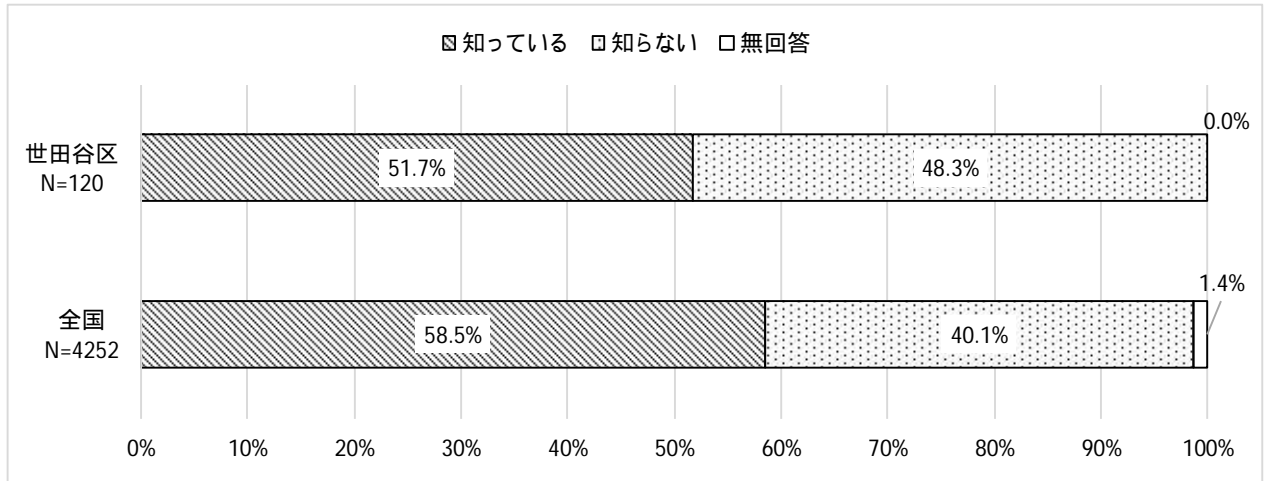
【あなたは、普段の生活で日本人との付き合いがあります(ありました)か？(複数回答)】



日本の町内会・自治会について

日本には、地域に「町内会」や「自治会」という住民組織がありますが、このような住民組織の存在を知っている人は世田谷区において51.7%で、知らない人の48.3%を上回りました。全国においても知っている人は58.5%で知らない人の40.1%を上回りましたが、全国に比べて世田谷区は町内会・自治会を知らない外国人が多い結果になりました。

【町内会・自治会があることを知っていますか？】



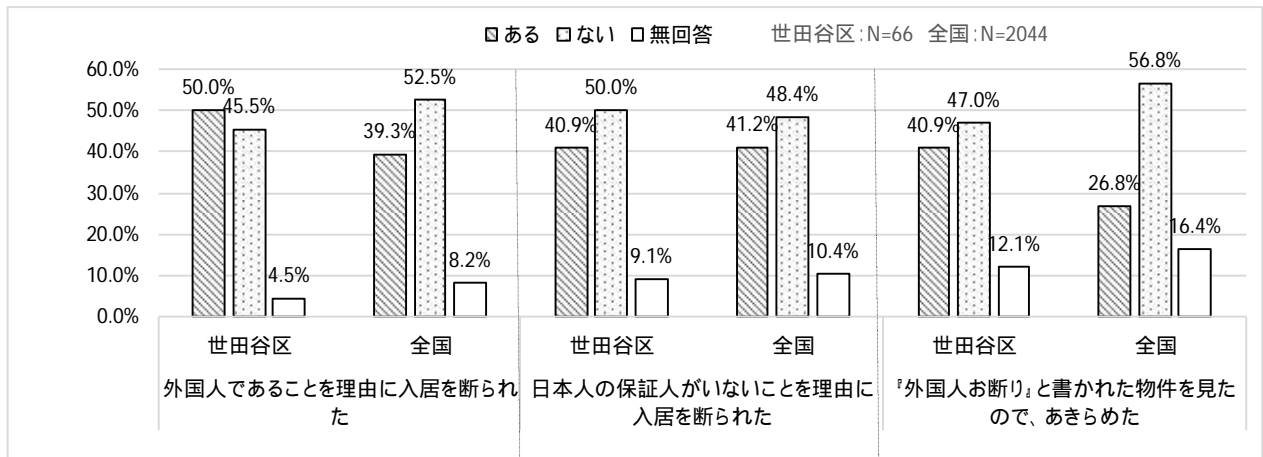
過去5年間に、日本で住む家を探した際の経験

世田谷区で過去5年間に日本で住む家を探した経験のある人66人(回答者の55.0%)のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」経験のある人は50.0%、「日本人の保証人がいないことを理由に断られた」経験のある人は40.9%、「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた」経験のある人は40.9%でした。

一方、全国で過去5年間に日本で住む家を探した経験のある人2,044人(回答者の48.1%)のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」経験のある人は39.3%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」経験のある人は41.2%、「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた」経験のある人は26.8%でした。

「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」については全国とほぼ変わりませんが、「外国人であることを理由に入居を断られた」「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた」経験のある人は世田谷区の方が高い結果となりました。

【(「ある」と答えた方) 次のような経験をしたことがありますか?】



過去5年の間に、日本で仕事を探したり、働いたりしたときの経験

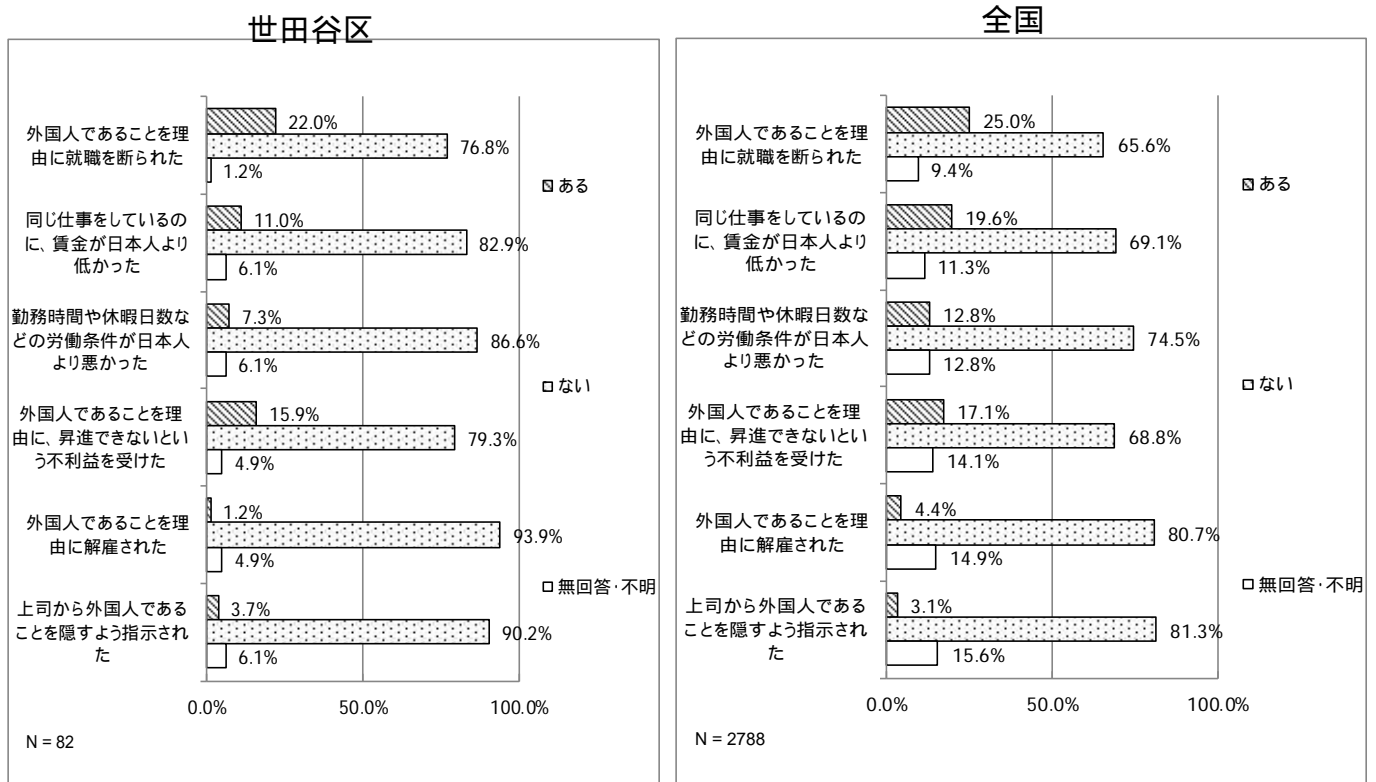
世田谷区で過去5年間に日本で仕事を探したり、働いたりしたことがある人は82人で、回答者の68.3%を占めました。

このうち、受けた差別として、「外国人であることを理由に解雇された」を挙げた人が1.2%、「上司から外国人であることを隠すよう指示された」が3.7%、「勤務時間や休暇時間などの労働条件が日本人より悪かった」が7.3%、「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」が11.0%、「外国人であることを理由に就職を断られた」が22.0%となっています。

一方、全国では、過去5年間に日本で仕事を探したり、働いたりしたことがある人は2,788人で、回答者の65.6%を占め、このうち、受けた差別として、「外国人であることを理由に就職を断られた」を挙げた人が25.0%、「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」が19.6%、「外国人であることを理由に、昇進できないという不利益を受けた」が17.1%、「勤務時間や休暇日数などの労働条件が日本人より悪かった」が12.8%となっています。

「上司から外国人であることを隠すよう指示された」を除くと、いずれも世田谷区が全国より低い結果となりました。

【(「ある」と答えた方) 次のような経験をしたことがありますか?】

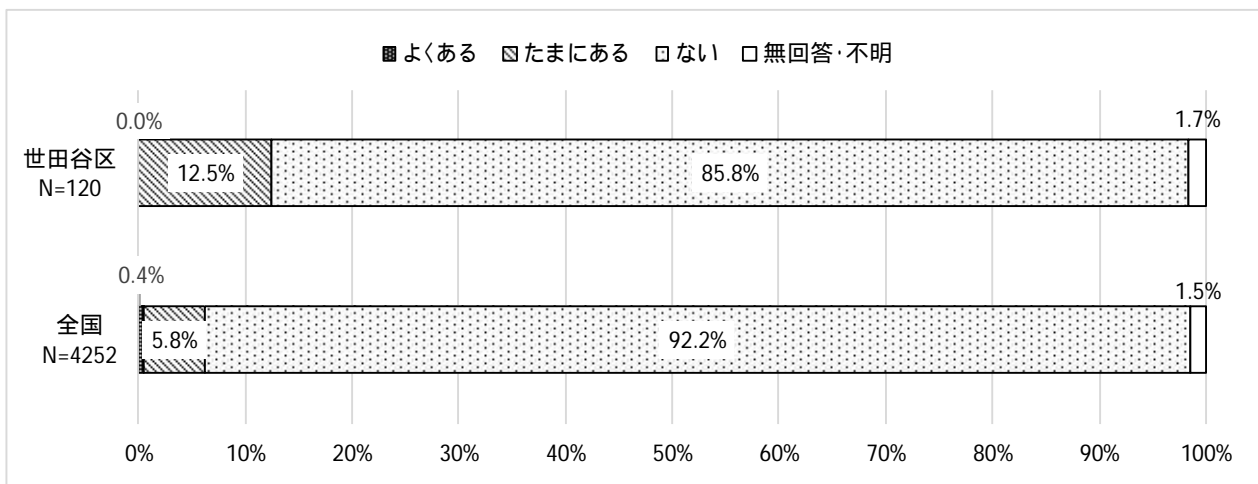


過去5年の間に、日本でお店やレストランなどへの入店やサービスの提供を断られた経験

世田谷区で過去5年の間に、日本でお店やレストランなどへの入店やサービスの提供を断られた経験がある人は「たまにある」の12.5%でした。

一方、全国では、過去5年の間に、日本でお店やレストランなどへの入店やサービスの提供を断られた経験がある人は「よくある」が0.4%、「たまにある」が5.8%で合わせて6.2%となっており、世田谷区の方が高い結果となりました。

【あなたは日本で過去5年の間に、外国人であることを理由に、お店やレストランなどへの入店やサービスの提供を断られたことがありますか？】

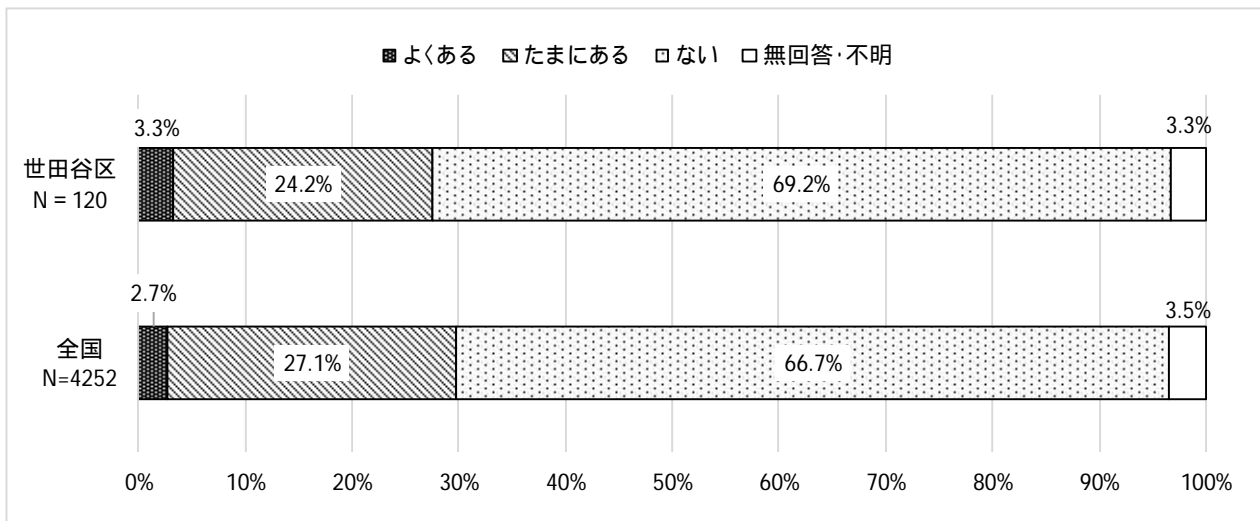


過去5年の間に、日本で外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを言われた経験

世田谷区で過去5年間に、日本で外国人であることを理由に侮辱されるなどの差別的なことを言われた経験のある人は、「よくある」が3.3%、「たまにある」が24.2%で、合わせて27.5%に上っています。

一方、全国では、過去5年間に日本で外国人であることを理由に侮辱されるなどの差別的なことを言われた経験のある人は、「よくある」が2.7%、「たまにある」が27.1%で、合わせて29.8%となり、世田谷区がやや低い結果となりました。

【あなたは日本で過去5年の間に、外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを直接言われたことがありますか？】

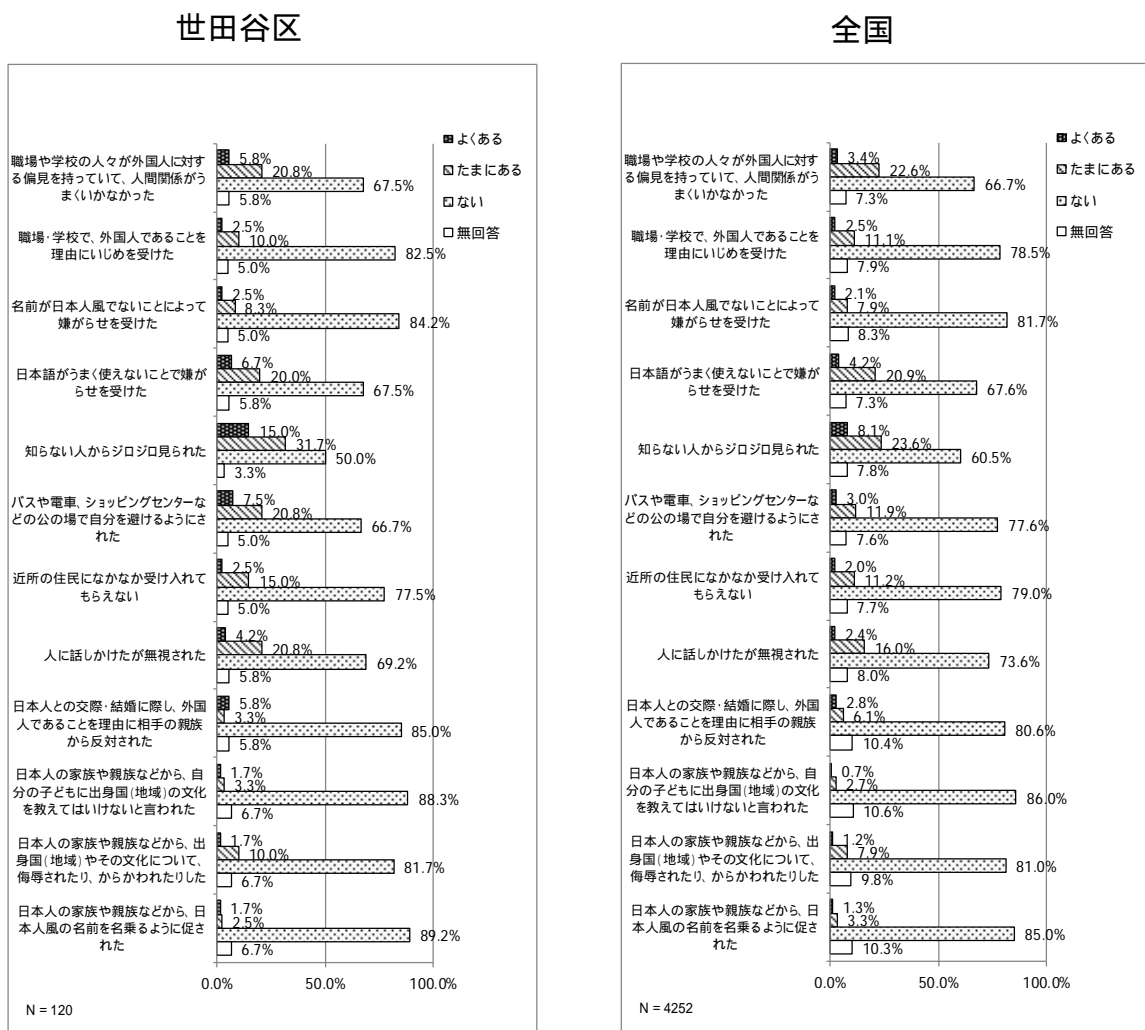


過去5年の間に、日本で経験した差別

日本で、過去5年間に経験した差別について聞いたところ、世田谷区では、「知らない人からジロジロ見られた」が46.7%（「よくある」と「たまにある」の合計）で最も多く、次いで「バスや電車、ショッピングセンターなどの公の場で自分を避けるようにされた」が28.3%となりました。

一方、全国では、「知らない人からジロジロ見られた」が31.7%で最も多く、次いで「職場や学校の人々が外国人に対する偏見を持っていて、人間関係がうまくいかなかった」が26.0%となりました。

【あなたは日本で過去5年の間に、次のような経験をしたことがありますか】



4. 区民への意見聴取結果

区民意識調査

区民意識調査とは、施策の立案・実施・検証にあたり、区民の皆様からの様々なご意見やご要望を的確に把握するために、層化二段無作為抽出法により抽出した区内在住で18歳以上の区民4000人を対象に毎年実施している調査です。

平成29(2017)年5月に実施した区民意識調査では、多文化共生についての質問をしており、その結果は以下のとおりです。

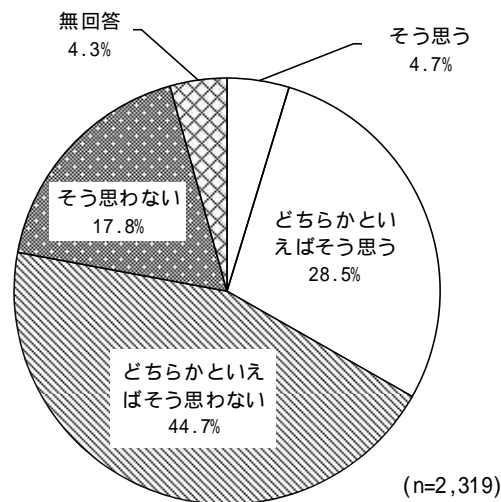
(1) 区の多文化共生社会の実現に向けた施策の充実度

「どちらかといえばそう思わない」が4割半ば

世田谷区には平成29年4月1日現在、約18,500人(人口の約2.07%)の外国人の方が住んでおり、年々増加しています。また、平成28年の外国人旅行客が2,400万人を超え、身近なところで外国人と接する機会は増え、国際化への意識も大きく変わってきています。

こうした状況を踏まえ、区は、外国人も日本人も共に生き活きと暮らすことができる、「多文化共生」社会の実現を目指し、世田谷をさらに魅力あるまちにするよう取り組んでいます。

問 あなたは、「外国人と日本人が共に暮らす」という視点からみて、区の多文化共生社会の実現に向けた施策が充実していると思いますか。(は1つ)



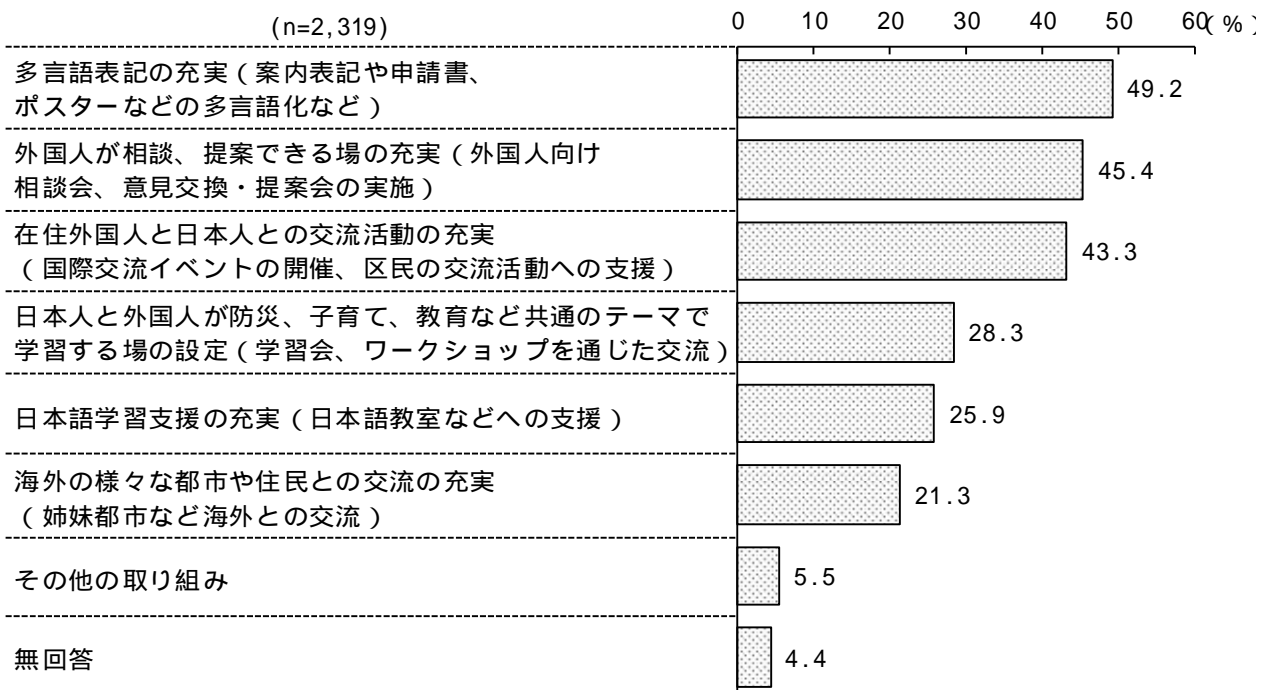
<調査結果>

区の多文化共生社会の実現に向けた施策の充実度を聞いたところ、「どちらかといえばそう思わない」(44.7%)が4割半ばで最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」(28.5%)が3割近くとなっている。

(2) さらに進めるべきだと思う多文化共生の取組み

「多言語表記の充実（案内表記や申請書、ポスターなどの多言語化など）」がほぼ5割

問 あなたは、今後、区が多文化共生の取組みを充実させていくために、さらにどのような取組みを進めるべきだと思いますか（はいくつでも）



<調査結果>

さらに進めるべきだと思う多文化共生の取組みについて聞いたところ、「多言語表記の充実（案内表記や申請書、ポスターなどの多言語化など）」(49.2%) がほぼ5割で最も高く、次ぐ「外国人が相談、提案できる場の充実（外国人向け相談会、意見交換・提案会の実施）」(45.4%) は4割半ばとなっている。

区政モニターアンケート結果

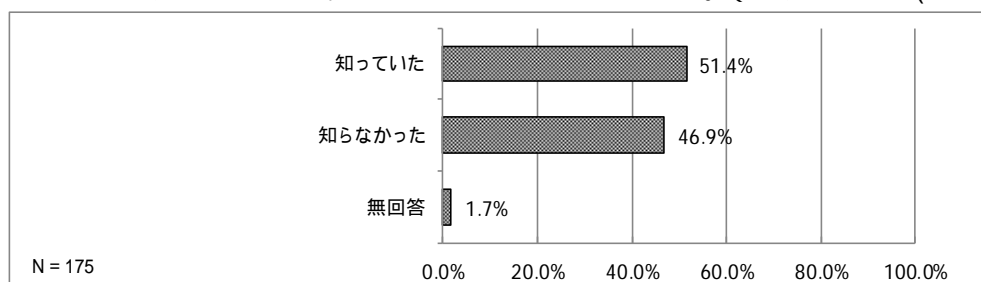
区政モニター制度は、区政に対する区民の積極的な意見、要望、提案等を体系的・継続的に収集し、政策経営に反映させる制度として発足しました。区政モニターにご応募をいただいた区内在住で18歳以上の区民200名を対象に年4回アンケートを実施しています。

平成29年11月24日～12月8日に行った区政モニターアンケートにおいて多文化共生の促進について質問しており、その結果は以下の通りです。

(1) 多文化共生について

「多文化共生」という言葉については、51.4%が「知っていた」と回答しました。

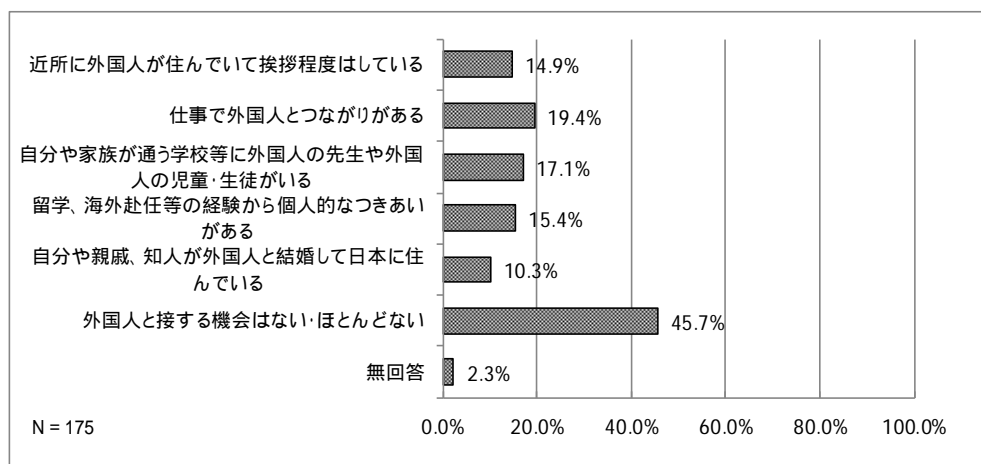
問1 多文化共生という言葉を知っていましたか。(全員の方に(は1つ))



(2) 外国人と接する機会について

外国人との交流機会について複数回答で質問したところ、「外国人と接する機会はない・ほとんどない」の回答は45.7%となっており、区民の約半数は何らかの形で外国人と接する機会があることがうかがえます。

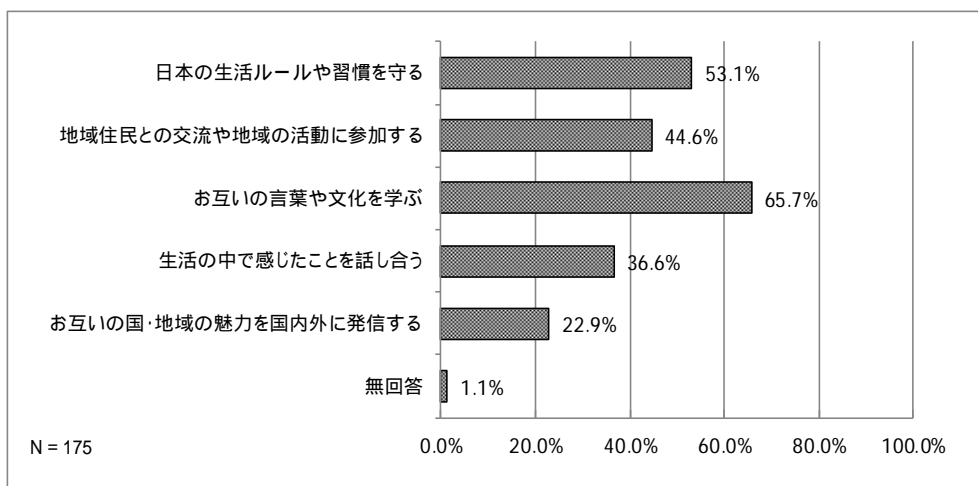
問2 あなたは日常生活の中で外国人と接する機会がありますか。(全員の方に(は全部))



(3) 多文化共生のあり方について

多文化共生のために日本人と外国人の双方が行うべきことについて質問したところ、「お互いの言葉や文化を学ぶ」が65.7%となっており、多くの区民が相互理解の重要性を認識していることが伺えます。

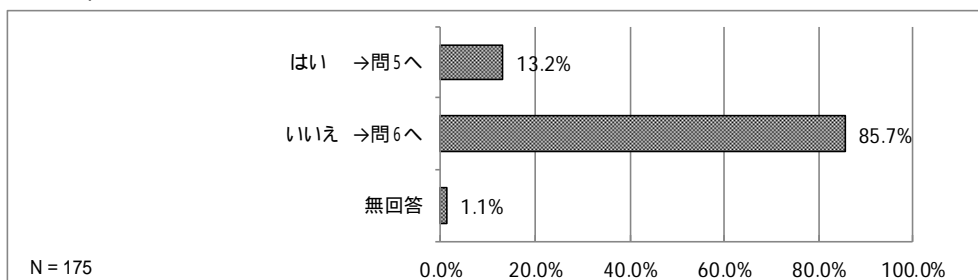
問3 日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会にするために、お互いがどのようにすればよいと思いますか。(全員の方に(は3つ))



(4) 国際交流活動について

国際交流や外国人支援活動に携わっているかどうかを質問したところ、「はい」と回答したのは13.2%に留まりました。

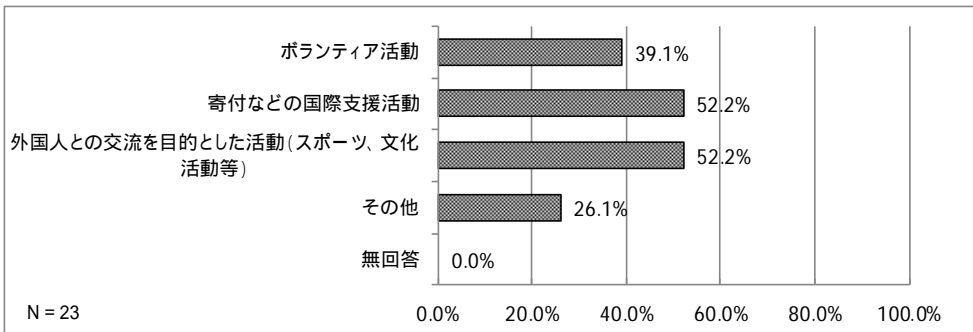
問4 あなたは、国際交流や外国人支援に関する活動をしていますか。(全員の方に(は1つ))



(5) 国際交流活動の内容について

国際交流や外国人支援に関する活動をしていると回答した人に対して、その活動の内容を複数回答で質問したところ、「寄付などの国際支援活動」と「外国人との交流を目的とした活動（スポーツ、文化活動等）」がいずれも 52.2%でした。

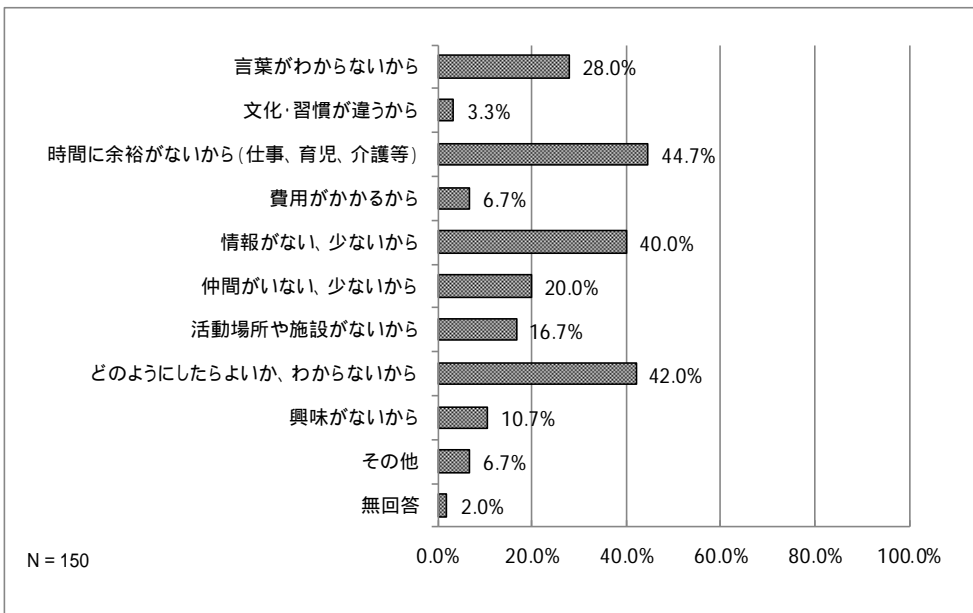
問 5 どのような活動をしていますか。(問 4 で「はい」を選んだ方に(は全部))



(6) 国際交流活動を行わない理由について

国際交流や外国人支援に関する活動をしていないと回答した人に対してその理由を複数回答で質問したところ、「時間に余裕がないから(仕事、育児、介護等)」が 44.7%と最も多くなりましたが、次いで「どのようにしたらよいか、わからないから」が 42.0%、「情報がない、少ないから」が 40.0%となっており、国際交流に関する情報不足が要因としてうかがえます。

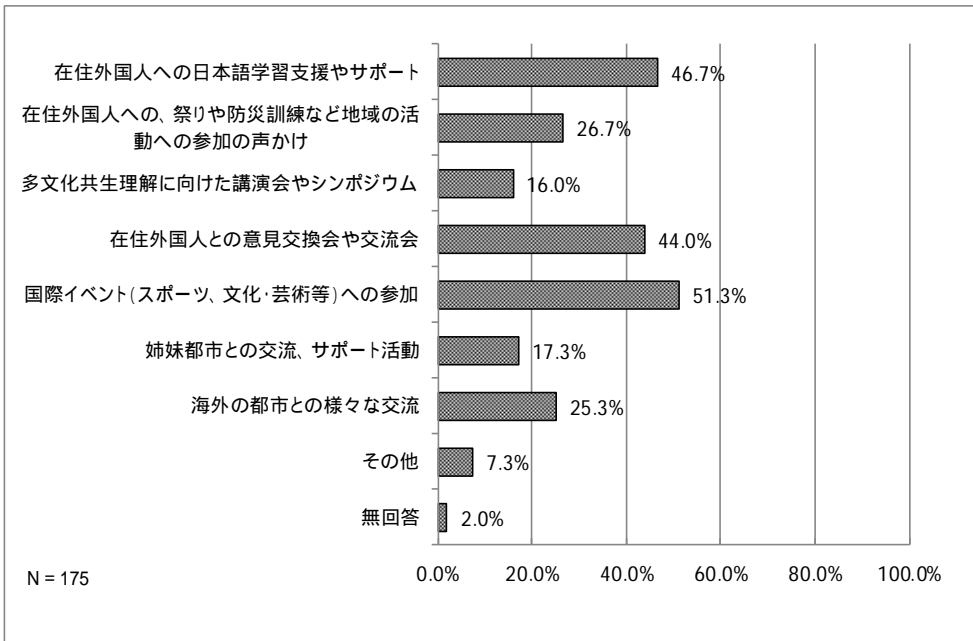
問 6 活動をしていない理由はなんですか。(問 4 でいいえを選んだ方に(は3つ))



(7)多文化共生の実現に向けた取組みについて

区民が参加したいと思える取組みについて、複数回答で質問したところ、「国際イベント（スポーツ、文化・芸術等）への参加」が51.3%と最も多く、次いで「在住外国人への日本語学習支援やサポート」が46.7%、「在住外国人との意見交換会や交流会」が44.0%となりました。

問7 多文化共生の実現に向けた取組みとして、どんな活動に参加したいと思いますか。
(全員の方に()は3つ)



(仮称) 世田谷区多文化共生プラン

2019 年度～2023 年度

発行年月 平成 31 (2019) 年 月

編集・発行 世田谷区生活文化部国際課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷 4-21-27

TEL 03-5432-2070

FAX 03-5432-3005

世田谷区広報印刷物登録番号 / 第 号

